

総務常任委員会会議録			
日 時	平成31年 3月 8日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時03分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、斉藤副委員長、安斎・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成31年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

「平成31年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（総務）企画政策室小川主幹

平成31年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会につきましては、去る2月13日に開催されましたので、その概要について、報告いたします。

管理者から提出がありました議案は、議案第1号ないし議案第6号並びに報告第1号であります。議案第1号平成31年度石狩湾新港管理組合一般会計予算、議案第2号平成31年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計予算、議案第3号平成30年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算、議案第4号平成30年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算、議案第5号石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、それぞれの議案について可決されました。また、報告第1号の専決処分報告につき、承認を求める件については承認されました。

続きまして、平成31年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が去る2月4日に開催されましたので、その概要について、報告いたします。

企業長から提出がありました議案は議案第1号ないし議案第4号であります。議案第1号職員定数条例の一部を改正する条例案、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例案、議案第3号石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案、議案第4号平成31年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算、それぞれの議案について可決されました。

○委員長

「小樽市自治基本条例第36条に規定する条例の見直しに係るパブリックコメントの結果について」

○（総務）企画政策室布主幹

小樽市自治基本条例第36条に規定する条例の見直しに係るパブリックコメントの結果について、説明いたします。

本件につきましては、今年度、条例の見直しの検討のため行ってまいりましたフォーラムや小樽市自治基本条例検討委員会からの提言書をもとに、今回は条例の見直しは行わないことを素案とし、本年1月28日から2月28日までパブリックコメントを実施したものです。

寄せられました意見としては、2名の方から16件の御意見をいただきました。寄せられた意見に対する市の考え方等につきましては、お配りいたしました資料にございますように、この条例はまちづくりの基本的な考え方を示す条例であることから、御意見のございましたより詳細な内容につきましては、今後条例の運営上参考とさせていただくほか、現在の条文においても読み取ることが可能であることから、素案のとおり条例の見直しは行わないこととしております。

今後につきましては、年度末までに庁内で正式に、今回は条例改正を行わない旨を意思決定する予定でございます。

○委員長

「平成30年度小樽市地域防災計画の修正について」

○（総務）災害対策室佐治主幹

私からは、平成30年度小樽市地域防災計画の修正について、お配りしております資料に沿って、報告いたします。

それでは、まず資料 1 「平成30年度小樽市地域防災計画修正（全面改訂・新設）について」をごらんください。

これは、今回全面改訂や新設した計画について記載しており、上段の「第 4 章 災害予防計画」の「第 2 節 消防計画」であります。これは全面改訂したもので、災害時の消防体制を細分化し、消防部各班の活動を明確化するとともに、大規模災害に備えた他団体との連携や情報収集及び広報等についても明記しております。

その下段の「第 5 章 災害応急対策計画」の「第 8 節 医療救護計画」であります。近年各地で発生した災害事例を踏まえ、より現実的な体制を明確にするため全面改訂したもので、改訂前は市内医療従事者等により災害医療を担うこととしていましたが、近年の大規模災害時において災害派遣医療チーム等の支援が必要になっていることから、北海道や外部支援機関との連携や、厚生労働省所管の広域災害医療情報システムを活用した情報収集活動等について明記しております。

その下の第 5 章の「第 24 節 停電対策計画」は、昨年 9 月 6 日の北海道胆振東部地震による市内の大規模停電を受け、大規模停電時の市と北海道電力株式会社送配電カンパニー小樽支店との役割を明確にするため新設したもので、市と北海道電力株式会社がそれぞれ行う事前対策と応急対策について記載しております。事前対策としては、大規模停電を想定した情報収集やその集約体制の構築、市と北海道電力株式会社の連絡体制の構築、非常用電源等の資機材の確保、復旧すべき重要施設の確認、電気火災の防止などの市民への広報のほか、防災応急対策に必要なことについて記載しており、応急対策の市の役割については、市民への応急対策、北海道電力株式会社への応急対策の要請、災害広報について記載しており、北海道電力株式会社の役割については、停電復旧に向けた応急対策、市や関係機関への情報伝達、市民に向けた災害広報について記載しております。

最下段の第 5 章、「第 25 節 災害ボランティア連携計画」は、発災後の応急復旧等に大きな役割を担う災害ボランティアのことを明確化するため新設するもので、災害ボランティアの活動の環境整備、災害ボランティアセンター、災害ボランティアの主な活動内容を明記しています。

これらのほか、名称変更や組織変更、委員の交代、年度がわりによる時点修正なども行っており、これらを含めた全修正箇所について要約したものを資料 2 「小樽市地域防災計画 平成30年度修正箇所一覧」に、修正箇所の具体的な内容を資料 3 「平成30年度 小樽市地域防災計画新旧対照表」で示しておりますが、時間の関係からこれらの説明については割愛させていただきます。

なお、これらの内容につきましては、平成31年 2 月 18 日に開催しました小樽市防災会議において、御承認いただいていることもあわせて報告いたします。

○委員長

「住宅手当及び通勤手当の過支給について」

○（総務）職員課長

住居手当及び通勤手当の過支給について、報告いたします。

まずもって行政に対する市民の皆様、そして議員の皆様の信頼を損ねたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

昨年行いました親族間契約等に係る住居手当実態調査の結果、通勤手当を含め職員 2 名の不正受給が判明したことを踏まえ、住居手当または通勤手当を受給している全職員に対し現況調査を実施したところ、職員 16 名に住居手当または通勤手当を過大支給していたことが判明いたしました。そのため、過支給分合計 174 万 4,173 円を時効到来分の自主返還を含めて全額返還させるとともに、関係職員 20 名に対し、事案に応じて訓告、文書厳重注意、文書注意の処分を行ったところでございます。詳細につきましては配付資料のとおりであります。再発防止策といたしましては、まず、届出内容と実態が乖離することがないように、半年に 1 度は全職員に対し手当に係る届出義務の周

知徹底を図ってまいります。また、毎年住居手当の現況届を提出させるとともに届出様式を見直し、駐車場代、共益費等の額を明記させることにより、家賃額の認定誤りを防止いたします。さらに、認定事務の誤りを防止するため、複数の目で確実にチェックしてまいりたいと考えております。

○委員長

「公共施設再編計画策定に向けた再編素案の検討状況について」

○（財政）徳満主幹

公共施設の個別施設計画策定に向けた検討状況について、中間報告させていただきます。

昨年の第 3 回定例会で報告したとおり、再編検討の対象を 39 施設選定し、将来の市民に過度な負担を残さず持続可能な市民サービスを提供できることを目指し、市民ニーズの変化などにも対応する施設総量の削減方策について、さきにお示しした各施設の将来のあり方の検討方針や再編方針、再編手法に基づき検討を進めております。その状況については、まず、各施設の市民サービスの各機能に着目しながら利用実態を分析し、将来において必要な機能や面積を推計し、それに対して、施設の再編に当たり既存施設の改修や新たな施設整備、民間施設の活用など、具体的な方法で比較し、さらに再編案として統合化や複合化など施設の整備方法も複数のパターンで比較しながら検討を進めております。

また、新・市民プールについては既存施設ではないことから再編検討の対象施設ではありませんでしたが、相応の施設面積や費用負担を伴う大きな行政課題であることから、体育施設の一つの機能として選定した対象 39 施設と同様に位置づけしたところであります。

さきに報告のとおり、本年第 2 回定例会に再編素案をお示しできるよう今後も検討を進めてまいります。

○委員長

「小樽市歴史文化基本構想について」

○（教育）生涯学習課長

小樽市歴史文化基本構想について、報告いたします。

基本構想策定事業は、平成 28 年度から 3 カ年策定に向けて取り組み、昨年第 4 回定例会以降、パブリックコメントの内容を精査、反映を行い、教育委員会で報告した後、このたび構想が確定したことを報告いたします。

また、3 月 2 日に総合博物館において、今回策定した小樽市歴史文化基本構想をどのように生かしていくのか、5 名の講師をお招きしてフォーラムを開催し、約 90 名の参加がありました。

なお、現在は製本作業を進めており、3 月下旬に完成見込みでありますので、完成次第、各委員並びに関係者、関係機関へ配布したいと考えております。

○委員長

「おたる運河ロードレース大会のハーフ種目の中止について」

○（教育）生涯スポーツ課長

おたる運河ロードレース大会のハーフ種目の中止について、報告いたします。

おたる運河ロードレース大会のハーフ種目につきましては、これまで高島・祝津方面の道道 454 号、小樽海岸公園線をコースとして使用してきたところですが、道路幅が狭いことなどから、車とランナーとが接触するおそれのある事例やランナー同士の接触など、いわゆるヒヤリハット事例が多発している状況にあり、小樽警察署から指導を受けてきたところです。また、レース参加者からも高島・祝津方面のコースの危険性について、改善すべきとの御意見が寄せられてきた経過もありました。主催者である実行委員会では、このままの状況を看過すれば重大事故につながる可能性が高く、かつ参加者の安全が確保できないと判断し、昨年来、新たなコースの設定について小樽警察署にも御指導いただきながら、実行委員会競技・財務合同部会において、検討を行ってきたところです。

しかしながら、新たなコースを見出すことができなかったため、やむなくハーフ種目を中止し、10 キロメートル、

5キロメートル、2キロメートルの種目で大会を開催することと決定したものであります。

したがいまして、本年6月の大会はハーフ種目が中止となりますが、インターネットのエントリーサイトなどと連携し、これまで同様市内外からの参加者を広く呼びかけるとともに、学校と連携し、市内小・中学校において申し込みを可能とするなど、子供たちの参加を積極的に促し、児童・生徒の体力向上に向けた取り組みの一助となるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市子どもの読書活動推進計画について」

○（教育）図書館副館長

小樽市子どもの読書活動推進計画について、報告いたします。

小樽市子どもの読書活動推進計画策定事業は、平成29年度から2年間策定について取り組み、昨年第4回定例会において本計画の素案を報告いたしました。その後、本年1月4日から2月4日までパブリックコメントを実施し、その結果、2名の個人から24件の御意見がありました。その内容を精査し、1件の御意見を素案に反映させ、市立小樽図書館協議会、小樽市社会教育委員会議、小樽市教育委員会定例会で報告した後、このたび計画が確定したことを報告いたします。

なお、現在は製本作業を進めており、3月下旬に完成見込みとなりますので、完成次第、各委員並びに関係者、関係機関へ配布いたしたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第20号、議案第21号及び議案第35号について」

○（総務）職員課長

初めに、議案第20号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、働き方改革を踏まえ、国家公務員に準じ、時間外勤務命令の上限を設定する目的で時間外勤務に関する委任規定を設けるものであります。施行期日は平成31年4月1日としております。

続きまして、議案第21号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。施行期日は31年4月1日としております。

最後に、議案第35号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、平成31年度から人事評価結果の全職員に対する給与反映等を目指し職員団体と協議した結果、妥結には至りませんでしたので、管理職である職員に限り人事評価結果を昇給及び勤勉手当の支給に反映させることとしたものであります。施行期日は31年4月1日としております。

○委員長

「議案第38号について」

○酒井（隆裕）委員

提出者を代表いたしまして、議案第38号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

トランプ米大統領は、中距離核戦力全廃条約の破棄を正式発表いたしました。また、ロシアへの対応として、新型の中距離核ミサイルを開発、研究する方向を示しています。日本への持ち込みのおそれもあります。また、日米に核密約があることは実証済みです。核兵器を積んでいない証明を他国の軍艦に求め、核兵器を小樽港に持ち込ませなくすることが必要です。

以上を申し上げ、提案説明いたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党、安斎哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

◎小樽市自治基本条例のパブリックコメントの結果について

まず、報告の中から 2 点ほど質問も含めて申し上げたいと思います。

自治基本条例のパブリックコメントの結果ということで報告を受けましたけれども、市の見解はわかるのですが、この見直しにやはり議会もかかわっていたわけですから。今回のパブリックコメントの中にも、やはり議会に関連する部分があったのです。その点からいくと、ここの市の考え方というところに、議会の意向を確認する手間というか、手続というか、時間的な制約もあるのでしょうかけれども、そういうものがなかったわけですが、私としては議会の考え方を確認してもよかったというふうに思うのですけれども、まず、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室布主幹

今回の市の考え方につきましては、フォーラムですとか、検討委員会からの提言を尊重した形となっております。また、今回の検討のプロセスで議会の皆様の御意見の反映の仕方について反省するところもございますので、今後の条例の見直しなどで改善させていただきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○濱本委員

我々としては、この部分を、すぐ 4 月には選挙がありますので、改選後に構成された議会の中で、このパブリックコメントに対して議会としての意向を確認して、必要であれば議会側からの改正条例案を出すという手段もあるので、そういうことも視野に入れながらこのパブリックコメントには対応していきたいなというふうに思いますし、それとも一つ、このパブリックコメントを求めるに当たって、もう少し設問の仕方を工夫したほうがよかったかというふうに思うのです。というのは、これは意見をくれた人がいいとか悪いとかではなくて、パブリックコメントとしてはこういう考え方ですよ。実はその考え方を反映したら条文はこういうふうになりますよというところまで書いてくれると非常に検討もしやすいし、わかりやすいのかなと。市民の方々にそこまで求めるというのはなかなか難しいのでしょうかけれども、少なくともコメントを求めるときに、もしできるのであれば、その意見に基づいた条例文の案を書いてくださいみたいなものを、これを求めるときに付け加えておいたらいいのではないかと思います。

こういう計画だとか、条例の改正だとか、パブリックコメントを求めることはたくさんありますけれども、ただ単に意見を聞くのではなくて、その意見をもとにしたら、例えばこの計画であれば、計画のこの表現はこうしたほうが私としてはいいと思いますよと書いてくれる人もいるかもしれない。でも、そういう設問でなければ、自分の意見だけ書いておしまいということにもなると思うのです。そういう工夫というのは、今後必要ではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室布主幹

ただいまの御質問でございますが、ことしで条例の施行 5 年目ということで条例の見直しを行った、設置いたしました小樽市自治基本条例検討委員会、こちらに条例に基づくさまざまな取り組み、パブリックコメントも含めて見ていただきましたけれども、直接パブリックコメントに対しての御指摘というのはなかったのですが、条例に基づく取り組みについてさまざま御指摘をいただいているところでございます。今後、提言書の御指摘について検討していくこととなりますけれども、今の御指摘にありましたパブリックコメントのあり方についても、より効果的な実施について考えてまいりたいと考えております。

○濱本委員

◎小樽市地域防災計画の修正について

それから次に、小樽市地域防災計画の修正の報告をいただきました。

中身としては、昨年 9 月のブラックアウトをもとに、迫市長も防災計画の見直しが必要だということで、この短期間にここまでのものできたというのは、私は非常に評価をしております。ただし、評価はしているのですが、この防災計画というのは市政全般にわたるわけです。きょうの段階では総務常任委員会のみでの報告ということになっていると。できれば、これはやはり全議員がこういう修正があったということを情報共有することが私は大事だと思うのです。

先ほども言いましたけれども、4 月に選挙があるので、できれば、その選挙が終わった後、新しい議会に対して、いま一度こういう説明をやはりしてもらって、今度はその説明を受けて、議会議論の中でよりよい防災計画にやはりステップアップさせていく必要があると思うのです。きょう説明したからおしまいではなくて、ぜひとも新しく構成される議会の中でも、この防災計画について議会の意見を聞く場面をつくってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

地域防災計画の修正でございますけれども、毎年度行っておりまして、例年は 2 月に開催いたします小樽市防災会議で承認を得て、3 月に修正後のものを各会派であったり無所属議員の方にお配りしておりましたが、今回は計画の全面改訂や新設などの箇所が多かったものから総務常任委員会で報告させていただいたところでありますけれども、委員の御指摘のとおり、地域防災計画の修正につきましてはこれまでの議会議論などからも重要なものであるというふうに考えておりますので、議員の皆様には何らかの方法で修正内容を説明していくということで検討してまいりたいと考えております。

○濱本委員

それぞれの会派に防災計画を年度ごとに配られているのは私は見ていましたけれども、丁寧な説明というか、そんなに大きく変わっているわけではないので、丁寧な説明の部分では余り記憶がないのです。ただ、今回、昨年 9 月のブラックアウトを一つの契機として、やはりみんなそういう防災意識が高まっている中ですので、ぜひとも対応していただけるようお願いをしたいというふうに思います。

◎行政経営について

それでは次に、行政経営に関して幾つか質問をしたいと思います。

この平成 31 年というのは、私にとっては節目の年だというふうに思っています。まず一つは、迫市長が昨年 8 月に誕生して本格的予算を組んだ、そして第 7 次小樽市総合計画が実質的にスタートする年だと。おまけで言えば、元号が変わって新しい元号でスタートする、そういうエポックメイキングな年だというふうに理解をしております。そういう中で、第 7 次総合計画がスタートするという、そういう節目の年なので、やはり小樽市も行政運営から行政経営に私はかじを切るべきだというふうに思うのです。それは今までも言ってきましたし、それから、今回の第 1 回定例会の代表質問の中でも発言させてもらいましたけれども、やはりどうも今までのとおりにやっているような気がするのです。本会議で述べたように、例えば他都市では行政経営指針だとか大綱だとか、そういうものをつくりながら、やはり日々改善というか、最適化と言ったらいいのでしょうか、そういう行為をしているという。

きょうは市長をお呼びしていないので、市長のお考えというのは、私への答弁から察するとそういう意識はあるのだろうなというふうに思います。ただ、市長に意識があっても、ここにいらっしゃる皆さんがやはり行政経営を担う経営者の一員だという意識がないと、やはり先へ進まないのだと思うのです。本庁に財政部長と総務部長がいらっしゃいますけれども、本当に市役所の皆さん、ある一定の職位の上にいる皆さんは、例えば小樽市人材育成基本方針の中にも、行政経営能力、マネジメントだとかなんとかと、そういうものが資質として求められている。と

いうことは、そういう経営者としての自覚がおりなのかということを確認したいのですが、総務部長、いかがですか。

○総務部長

濱本委員がおっしゃるとおり、市長を支える人材としましては、やはり部局長、これが第 1 だと考えておりまして、やはり部局長は部局の最高責任者として、その部局をマネジメントしていかなければならないというふうには考えております。ですので、一応、総合計画の基本構想の中で、市政運営の基本姿勢というふうに入れておりまして、ここの中の一つで、持続可能な行財政運営の推進というのを掲げております。ここには、濱本委員は気に入らないのしょうけれども、行財政運営という言葉を使っております、気持ち的には、実は第 6 次でもこの言葉を使っております、第 6 次と第 7 次で何が違うかといいますと、第 7 次では、実際には何を行ったかということよりもどのような効果がもたらされたかという成果を重視しているところが違ってございまして、これは我々からすれば、ここに経営的視点を入れ込んでいくというふうには考えております。

それで、実際には濱本委員がおっしゃる、その行財政運営から行財政経営に変えると、転換するということは私も大事だと思っておりますし、そのためには部局長がしっかり、例えば政策立案ですとか人材育成ですとか、あとはその予算、こういったものを効果的、効率的に活用して、部局内の活力の向上につなげていくべきだと、そのように考えております。

○濱本委員

私の説明というか設問というか、質問の仕方が余りよくなかったかもわかりませんが、言うなれば市長というのは簡単に言えば社長です。その下にいらっしゃる部長たちというのは、ある意味支店長です。社長が今年度こういう経営方針でいきましょう、数値的にはこういう目標でいきましょうと言ったときに、それは各支店がそのことを踏まえた上で支店を運営するわけです。運営ではないのですよ。

皆さん、ここにいらっしゃる部長たちがそういう支店を運営しているというふうに私は理解しております。ところが、残念ながらそういうものが見えてこない、なぜか。例えば米子市は、これは平成 29 年度版ですけども、「部（局）の運営方針と目標」というのを出しています。この中で部の使命だとか、部の役割だとか、いろいろ書いてあるのです。こう書いてあるということは、私は部の経営者ですという自覚を持って書いているわけです。その中で例えば「2 部の経営資源」と書いてあるのです。職員数、総務部職員 146 人、職員比率、市職員全数の 806 人のうち 146 人ですから 18.1%と書いてある。総務部予算、これは 9,767,402 千円と書いてある。予算比率、一般会計に占める比率が 16.5%というふうに、自分たちの経営資源を明記している。

ちなみに、お金勘定に詳しい財政部長、財政部の職員は何人いて、その職員は例えば人件費比率で言ったら何%を握っていて、財政部のいわゆる一般経費、人件費も含めて事務費だとか一般経費、そして財政部がもし事業を行っているとしたら、その事業費みたいなものが頭の中にありますか。

○財政部長

少し具体的には、数字としては、今聞かれてぱっと答えるだけの数字は頭に入っております。申しわけございません。

○濱本委員

私は財政部長が悪いと言っているわけではないのです。そういうシステムがこの小樽市役所の中にはないのです。そのことを指摘したい。だって、支店長で自分の支店に職員が何人いて、自分の支店を動かすために総経費が幾らかかって、そういうものを把握していなかったら、支店の経営はできないではないですか。だからこそこういうシステムはやはり導入すべきなのですよ。

総務部長、企画政策室も持っているわけですから、将来的な課題としてこういうものを導入しなければならないという考えはありますか。

○総務部長

やはり、今限りある財政といいますか、資源も余り豊富ではありませんし、今人材もこれから育成していくという意味からしますと、行財政運営ということではなくて、行財政経営、やはりそういう民間の視点も入れ込んで考えていくべきだとは、私個人は思っております。

○濱本委員

結局、今の時代、もう限られた経営資源をどうやって有効に活用するかということなのですよ。皆さんも限られた経営資源と言っているわけです。市長も答弁の中で言っている。でも、経営資源のコアの部分である、例えば自分が抱えている職員の数、自分が持っている予算規模みたいなものが常に頭の中に入っているんですよ。なぜかというシステムがないからなのです。

では、そういうシステムを導入しなければならない、もしくは導入を検討しなければならないというふうに、今の話を聞いて思いませんかということなのですかけれども、もう一回、どうですか。

○総務部長

そういう考え方も私はあると思います。手法の一つだとは考えております。

○濱本委員

私は、今こうやって机の上に随分物を載せていますけれども、今までにそういう自治体の経営のあるべき姿、運営から経営にシフトしなければならないということは随分言ってきました。今回も代表質問をつくるに当たっていろいろな他都市の事例も調べました。多分、ペーパーでいくと2,000枚以上は紙があるかと思います。

今の子供たちに調べ学習といって、テーマを与えていろいろな場面から調べておいでよと。テーマを与えられたわけではないですけれども、自分で都市経営、自治体経営って何かというテーマを見つけて調べたのですよ。たった1人ですよ。秘書もいない中で調べても、今はインターネット社会ですからこれだけのものを集めることができるのですよ。少し申しわけないけれども、そういうことにエネルギーの割き方が少ないのではないかという率直な感想を持っています。

これは感想でいいのですけれども、そういう中で、先ほどの経営資源の話で、米子市の話でいくと、米子市では明確に、例えば部の役割というのがあるって、自分の部には何課、何課、何課がありまして、こういうことをやっていますよということが書いてあるわけです。要は自分がやっている仕事の内容を書いているわけです。それでさらに、ではその中で、ことし特に重点的に行うものは何なのかとか、いろいろ書いているのです。実はこの書くことの前提は、米子市はやっているかどうかはわからないのですけれども、業務棚卸表というのがあるのですが、自治体における業務棚卸表の活用だとかなんとかと、件名はいろいろあるのですけれども、出ているのです。ここにいらっしゃる皆さんの中で、業務棚卸表というのを聞いたことがある人はいらっしゃいますか。私と話をしている前の段階で、そういうものを他都市の自治体がつくっているということを聞いたことがある人はいますか。

（「いや、この棚卸ししか聞いたことないです」と呼ぶ者あり）

いなければいいのですけれども、手が挙がっていないようですから、委員長、やります。

要は、それぞれの部、課がコード番号をつけていって、大分類、中分類、小分類としながら仕事に番号を振って、業務を明確化するのです。その明確化したことが前提で、その業務が今度は評価につながるわけです。評価につながって、その次は、だめだったら、そこに改善もしくは最適化という作業が加わって回っていくわけです。ここがないと進まないわけです。業務棚卸表というものをつくることも、ほかの都市では相当前からやっています。でも、全然そういうものが小樽市にはないのです。例えば行政評価といっても、ぼこぼこぼこっとう幾つか出してきて、それでどうかというだけなのですよ。こういうものも、やはり私は導入したほうがいいのではないかなと。

この第7次総合計画が始まる年の総合計画の中で、いわゆるそういう行政運営のことも言っているわけですから、だからこそ、きょう言っただけとは言いませんけれども、そういうものをこの10年間の中で、もしくはこの5年

間の中で例えば業務棚卸表を導入して、そして部の経営方針、運営方針をきちんとペーパーにまとめる。それを行政評価につなげる。だめなものは改善していく、最適化という行為をしていくという。そういう一つのシステムをやはりもう導入すべきだと思うのですが、いかがですか。

それを考えるのが総務部長ではないの。

○総務部長

今、総合計画の基本構想をつくった段階ですけれども、基本計画も今策定中でございます。その中ではそういった視点も入れて、今、委員のおっしゃったことも検討はしてまいりたいと考えております。

○濱本委員

ぜひお願いします。例えば昨年11月に出た小樽市収支改善プランの中にいろいろ項目が書いてあるわけです。この項目だってある意味、業務棚卸表があればすぐつくれるわけです。一々原部・原課にどうだと言わなくても、業務棚卸表があれば、その評価があれば、ここでこういう最適化によってこういう効果が得られるなということはすぐわかるわけです。ぜひともそのためにも、やはりそういうものはあったほうが私は絶対いろいろな意味で役に立つと思うのです。これだけが独立してあってはだめなのです。これだって、本来は行政経営の例えば大綱だとかなんとなかになんとかに乗っかっていて、その下にぶら下がっているべきもので、単体であるべきものではないと私は思うのです。

そういう意味では、何となくつくって、ではそれがどういう体系の中に、小樽市という行政組織の中に、どこにはめ込まれているのかというのが見えにくいというか、わからないのです。それはやはり、わからないということは、私も議会の中で皆さんのやっていることを評価しなければならないわけですよ。チェックもしなければならないし、評価もしなければならない。それも大変難しい。非効率的な作業になってしまうわけです。

そういうものは、もっともっとやはり情報収集をして、やはり先進事例を見て、市長は答弁の中で先進地視察ということの人材育成の中で述べていますけれども、そういうやはり行政運営を行うための、どんなノウハウがあるのか、どんな手法があるのか、どんな道具があるのかというのをやはり私は見に行ってもらいたいと思うのです。ぜひとも職員の発想によりみたいなことで答弁されていましたが、やはりこういう行政経営の先進地みたいなものに職員を派遣してもらいたい。本人が自発的にそういうところを見に行きたいというならわかりますが、もしそういうテーマでないのであれば、そういうところへ送ってもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

今、濱本委員から新年度に予定しております先進地視察研修について、これに絡んだ御質問かと思いますが、これにつきましては職員が自発的にというのが基本ではありますが、私どもも現場でも、これをぜひ見てきて、調べてきてほしいというものはあると思いますので、そういったときには、そういったアドバイスですとか、そういった手法も取り入れて進めてまいりたいと考えております。

○濱本委員

先ほど、私が申し上げた業務棚卸表をつくって、それを改善というか、最適化する手法というか、そういうものも幾つもあります。また、全国都市改善改革実践事例発表会というのをずっとやっています。この中で、私が見た中では、結構おもしろかったのは、北上市というところが、やはり自分たちの業務棚卸表をもとに、どうやってそれを改善したり最適化するかということをやっているわけなんです。それを全国の自治体で、自分たちのまちで一番いいものを選んで、全国で事例発表会をやっているみたいなの。

これは手法としてはTQCの全国大会、デミング賞という賞が今もあるかどうかわかりませんが、とりに行くのと同じ手法なのですね。こういうものもやはり積極的に取り入れてもらいたいなと。本当に限りある経営資源なので、やはり有効に生かすためには生かし方を知らないのだめだと思うのです。それを学んでもらいたいというふうに思います。

◎職員提案制度について

それから、もう 1 点。小樽市に職員提案制度というのがあります。

いつかの議会の中で、ほかの議員の方から質問があって、全然件数が少なかったという。これは私の印象ですけども、要綱というか、その仕組みはつくったのです。提案してくださいねと、いろいろつくったのです。けれども、提案するための道具について何の言及もないのです。目の前に 1 メートルの木があって、10センチメートル間隔で切ってくださいって。でも、自分のもとには物差しもなければ、鉛筆もなければ、肝心ののこぎりもないのです。にもかかわらず、提案しろ、切りなさい切りなさいと言われていているのです。

これが最初にできたときに、たしか平成10年だと思いますけれども、こういう提案制度をつくったときには、こういう道具があるから、この道具を生かして提案してみてはいかがですかと。やはりそういうものがないと何もできないわけですよ。例えばこの水を分析しなさいと言われてたところで、道具がなかったら分析できないのですよ。もっと言ったら、その道具の使い方さえわからなければ、道具があっても分析もできないのです。報告書も出せないのです。

だから、それもやはりいろいろな改善だとか T Q C だとかいろいろな手法が世の中にありますので、そういうものもある意味、人材育成の研修の中に、実学の部分としてやはり組み入れていただきたいというのを希望して、どなたか答弁されるのだったら答弁をお願いします。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

職員研修の中では、今、濱本委員がおっしゃったような業務改善といいますか、課題の解決能力、課題を見つけ、それをどう解決していくかというような手法の部分というのにも入っております。例えば、平成24年度には業務改善研修というのを 1 年間やっておりますけれども、29年度からは、時間当たりの生産性を高める観点から改善できる部分を検証しまして、業務の効率化を図ることをテーマにしたタイムマネジメント研修というのを開催しております。業務改善について、また、その手法について学んでいる部分もございます。

また、各階層別研修でも一部、基礎的な知識として、Q C、クオリティーコントロールなども業務改善の概要にも触れる場面もございます。今後とも研修メニューというのは、2 年前ぐらいには検討して進めてはいるのですけれども、今後、必要に応じてそういったものを取り入れたり、また改善したりしながら進めてまいりたいとは考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎中学生の部活動について

一つ目は中学校の部活動についてお伺いをいたします。

教職員の働き方改革の一環として、北海道の部活動のあり方に関する方針というのが道教委から 1 月に出ております。これは市内の中学校にも適応されるということでいいのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

この方針については、義務教育であります中学校段階の部活動を主な対象としておりますので、市内の市立中学校も対象となります。

○佐々木委員

これの趣旨、概要について、短くで構いませんので少し説明をしていただけますか。

○（教育）教育総務課長

まず、趣旨でございますが、この部活動は学校教育の一環として教育課程との連携が図られるように留意する必要があるということと、それからまた、部活動を実施する上では、生徒の学校生活への影響を考慮した休養日、あるいは活動時間を設定するとともに、教員の負担が過度にならないように配慮する必要があるということから、体育系、それから文化系ともに適用される方針を北海道が定めたものであります。この方針の概要ですが、適切な部活動運営のための体制整備ですとか、合理的かつ効率的、効果的な活動の推進、また、適切な休養日等の設定などについての方針を示しているものであります。

○佐々木委員

一方で、市教委では昨年 7 月に市立学校の働き方改革行動計画というものをまとめていらっしゃいます。この中にも中学校の部活動のことについて書かされているようですけども、主に休養日、活動時間の設定について違いはないのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

おおむね違いはないのですけれども、1 点だけ休養日の活動時間なのですが、行動計画においては半日程度としております。今回示されました道の方針では原則 3 時間程度というふうになっています。この市の行動計画を策定した背景には、昨年 3 月に示されました学校における働き方改革北海道アクションプランというものをベースにしております、その中では休日については半日程度となっていたものですから、小樽市の行動計画もそうしたものでございます。

ただ、今回半日と示していたものが、道から 3 時間ということで示されましたので、行動計画についても、この辺の見直しについては考えていきたいと考えております。

○佐々木委員

半日を 3 時間に見直す方向ということですね。その中でまた、大会を控えた 1 カ月以内に限って、この原則というのが緩和されるような要項がありますけれども、その大会を控えた、その大会というものの定義によっては、随分、競技によっては毎月のように大会のある場合もあるものですから、この緩和というのが全てをなし崩しにしてしまうようなふうに感じられるのです。その大会の定義について少しお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

休養日の部活動について、大会等ということで示されています。この大会等というのは、大会のほかに試合、コンクール、コンテスト、発表会等ということとなっています。ただし、この 1 カ月以内に限って緩和されるという、その緩和されるという条項の中には、中体連や中文連などの例を出して限定しておりますので、ある程度範囲は絞られるものというふうに考えております。

○佐々木委員

中体連、中文連が主催するということが入っておりますし、これをどんどん広げていくと、この項目そのものがあってなきものになってしまう可能性もありますので、その辺のところの範囲はきちんと話し合っていいただければというふうに思います。それで、この 1 月に出ているもの、道の部分のこれについては、実施開始時期はいつになるのでしょうか。この方針について既にもう、それから活動を各校に通知はされているのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

道の方針については、これを受けまして、市教委が学校にかかわる部活動の方針を策定することが求められております。それとともに、市教委が策定した方針ののっとり、校長が学校の部活動に係る活動方針を策定することとされておりますので、年度内にはこれを策定しまして、4 月実施に向けて今後方針について進めてまいりたいというふうに考えています。

○佐々木委員

既にそこに学校長の役割がもう出ておりましたけれども、それ以外にもこの中を見ますと、校長の学校での役割というのがたくさん明記されています。主な学校長の役割、それから非常にその準備が大変そうですね、その辺については大丈夫でしょうか。

○（教育）教育総務課長

この方針の中で示されております学校長の役割ですけれども、例えば今申し上げましたとおり、部活動の方針の策定をします。それとともにこの方針についての実効性を発揮するべく、教員や生徒に指導していくということです。それと効率的、効果的な活動の推進ということで、校長は生徒の心身の健康管理や事故防止、体罰等の根絶を徹底するというふうにもなっています。

あとは、適切な休養日の設定ということで、休養日、活動時間の指導是正を行い、この方針の運用を徹底するというようなことで定められておまして、北海道からこういう方針が示されておりますので、校長においてはこの役割をしっかりと果たしていただきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

それでは、それと絡んで、今回も取り入れられることになった部活動指導員についてお聞かせ願います。

この事業の趣旨は、第一に教員の負担軽減、多忙化解消にあるということですが、第二が生徒の技能の向上にあるということだと思います。自分のことを振り返っても、全く野球の経験がないのに野球部を十何年間持ち続けました。そういうような中では、やはり大変なことだというふうに思います。

採用について少し聞きますけれども、部活動指導員を採用する場合、例えば北広島市を見ましたら、市の広報等で公募をしています。こういう公募という方法はとられるのかどうか。

○（教育）教育総務課長

部活動指導員の確保につきましては、初年度ということもありますので、まずはその関係団体に協力を仰いで推薦をいただくということも考えておりますけれども、より広く人材を確保したいということもありますので、公募についての方法も検討してまいりたいというふうに考えています。

○佐々木委員

指導員の対象の条件ですが、同じく北広島市の例ですが、過去に中学校の体育系や文化系部活動の指導経験があり、専門的な指導ができる方という要件がついておりました。それから、ほかのところを見ると、教員免許を持っていることというようなのを付けているところもあったようですけれども、その辺のところはどのように考えておられますか。

○（教育）教育総務課長

要件ですが、実は北海道でも公募をしています。その中で、まず一つが教員の免許状を有する者。それから、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、運動系、文化系の部活動の指導実績を有する者というふうになっておりますので、本市においてもこれをベースに考えていきたいと思っております。

○佐々木委員

何かお聞きしていると、かなりハードルが高いので、6名集めるというのは少し大変そうだなという気がします。

勤務場所についてですが、市内の中学校だと思うのですが、あくまでも学校側の希望の確認というのが前提で、学校が必要だよと言っているところになると思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○（教育）教育総務課長

配置をする学校についてですが、市教委が採用して配置するわけですが、学校の意見も何も聞かずに市教委が勝手にある学校に配置するということではなくて、学校の希望を確認した後に配置をすることになろうかと思っています。

○佐々木委員

部員数が不足し、他校との合同チームになっている学校、それから、部活がたくさん今小樽でもあります。そのための条件、この合同チームが存続するためには、どこかの学校に行くのに、部員が 2 名か 3 名しかいない野球部でも、必ずそこにその学校の顧問がついて他校のところへ行くというのが、これが条件の他校の合同チームなのです。その指導員にもこれを充てることができるということで考えていいですか。

○（教育）教育総務課長

この内容につきましては、北海道にも確認しましたが、合同チームの場合はどこかの学校に所属するという事になりますけれども、この合同チームの指導員の配置については問題ないというふうに聞いております。

○佐々木委員

そこは、多分この件は出てくる話だと思いますので、よろしくお願いします。

それで身分というのが嘱託職員とのことですが、実技指導、それから学校外での活動、これは大会とか練習試合ですね、引率、用具、施設の点検、管理、年間月間指導計画の作成などが考えられているようだけれども、これは万が一、生徒の事故対応とかその際の責任とかというのは、嘱託職員の方ではどうなるのかお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

責任の関係ですが、これまでは外部指導員ということで、生徒の引率やその顧問というものにはできなかったし、なれなかったわけですが、今回、法的にも位置づけられまして、引率も顧問にもなれるということで身分的にも位置づけられておりますので、一定程度の責任は一般の教諭と一緒に、同様に出てくるものというふうに思います。また、例えば事故等があった場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるというふうになっておりますので、一定の保証はされるということでございます。

○佐々木委員

これは本当によろしくをお願いします。

それから勤務の時間ですが、週 6 時間ということだそうです。例えば、それでいうと中体連の野球大会の場合、日によって、朝 8 時に集合して試合をやって、それから審判もやって、そしてまた試合となると、朝 8 時で、終了はもう 17 時を過ぎます。これだと実質 9 時間になりますけれども、このような場合はどうなりますか。

○（教育）教育総務課長

道の方針の中では、1 週間の活動時間として 16 時間程度とすることですとか、あとは年間の平均活動時間が平日で 2 時間程度、休養日が 3 時間程度となるように実施するようになっているということとなっておりますので、1 週間あるいは 1 年間で調整をして、この範囲内におさまればいいというふうになっております。

○佐々木委員

年のスパンで考えていいということですね。そうであれば、少しできるかと思えますけれども。

また、今までのお話を伺っていても、多くのことに対応するためにやはり、このなられた方に研修等が必要だと思いますが、現場では誰がどんな研修指導を行うのか。それが結果として学校現場の負担増にならないかどうか。指導員への指導マニュアル、配慮等が必要だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

まず、研修でございますが、部活動指導員に対する研修については主に市教委がメインとなります。内容としては、この制度の概要ですとか、部活動の意義ですとか位置づけ、または事故が発生した場合の現場対応とか、この辺については市教委から指導をさせていただくというふうになっています。

学校による研修というものもありますが、これは学校が定めます活動の目標や方針、あるいは対象となる部が抱える課題ですとか、研修というよりは学校の情報をお知らせしたり、方針の徹底をお願いしたりというような形になるかと思います。

それから、技術的な指導も出てくるかと思いますが、これについてはこれから関係団体とも協議をして、その指導員に対する技術的な指導についても少しお願いできないかみたいなことは相談したいなというふうには思っています。

それとマニュアルの関係ですけれども、この方針の中で、関係団体が作成する部活動用指導手引きというものが、道と関係団体が連携して道内の中学校などに周知して活用を図るということとなっていますので、既にサッカーなどですと、この手引きがもうホームページ上で公表されているというものもあるみたいですので、道がこういった手引きを各学校に提供していただけるということですので、まずはこういったものを活用することになるのだろうというふうに思っています。

○佐々木委員

この制度は市でも初導入ということですので、導入してからいろいろな課題もやはり実際に出てくることも予想されます。中学校側、現場とよく相談の上運用していったほしいと思いますが、最後にお願いします。

○（教育）教育総務課長

委員のおっしゃいますとおり、初めての取り組みですので、いろいろな課題が出てくるのが想定されますので、実施する上では学校側とよく協議をした上でこの事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

◎地域再生計画と企業版ふるさと納税について

地域再生計画と企業版ふるさと納税について伺います。林下議員の代表質問でお聞きしたことをもう少し詳しくお聞かせいただきたいのですが、その答弁の中で地域再生計画という言葉が出てきましたが、どのようなものなのか御説明願えますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

まずは地域再生計画についてでございますけれども、こちらは地域再生法という国の法律に基づきまして、地域の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に進めるため、地域が行う自主的かつ自立的な取り組み、こちらを地域再生計画ということで作成いたしまして、そちらが国の認定を受けることで支援を受けられるというようなものになってございます。

○佐々木委員

本市でこれがかつて計画したことはあったのでしょうか。あれば、内容と成果をお願いします。

○（総務）企画政策室木島主幹

本市での過去の計画の状況でございますけれども、過去に 2 件申請をしております。直近のものにつきましては、平成 29 年度に申請いたしました地方創生推進交付金、それと地方創生拠点整備交付金、こちらを活用した建築ストックを生かしたリノベーションシティ小樽というものがございまして、旧寿原亭を建築ストックの再生を図るための拠点として整備するほか、市内の空き家の活用や移住者の獲得、こちらを目的に再生計画を出したものでございます。

成果なのですが、K P I として設定しているところで、空き家バンクの登録件数ですとか、移住希望者とのマッチングというところを設定しているのですけれども、残念ながら、まだ実績に結びついてはいないというところがございます。ただ、こちらの事業期間というのが 3 カ年ですので、29 年度から来年度の 31 年度まで、3 カ年の事業となっておりますので、引き続きこの K P I の達成に向けて事業は継続していきたいと考えております。

○佐々木委員

そういうものだというものはわかりましたが、地域再生計画とこの企業版ふるさと納税について、制度活用の流れというものを地域再生計画を含めて少し説明していただけると助かるのですけれども。

○（総務）企画政策室木島主幹

内閣府で出しております地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用の手引き、こちらで御説明をさせていただきたいと思いますが、最初につきましては市が事業の企画立案を行います。その後、法人、企業に寄附の依頼ですとか相談を行いまして、その中で法人が寄附を検討していただくと。その寄附の申し出をいただいた後、地域再生計画を作成いたしまして、国に認定申請を行うと。内閣府で認定を受けましたら、市で認定事業を公表する。その後に実際の事業を行いまして、事業費が確定した後に寄附の申し出をいただいた企業に寄附の支払いの要請を行って、寄附の払い込みを受けると。

その寄附を受けるときは、あくまで事業費の範囲内という制限があるのですが、こちらを受けまして、領収書を企業に発行すると。その領収書をもって法人は税の申告、そちらを行うという流れになってございます。

○佐々木委員

ということは、申請前に寄附いただく企業の了解を得ておき、事業実施後に寄附をもらうということですね。

○（総務）企画政策室木島主幹

確かに、今の流れで申しますと、最初に寄附の依頼と申し出をいただいてからということなのですが、平成31年度の税制改正におきまして、企業版ふるさと納税の導入の改善が図られました。その中で、従前は申請時に寄附企業が確定していなければならないという要件があったのですが、この運用改善によって、申請時点において寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることが望ましいということとされましたので、今回の申請から申請前の企業の了承は必須の条件にはなってございません。

それと、事業実施後に寄附をもらう、確かにそのとおりなのですが、従前の制度ですと事業費が確定してからということですので、通常行政ですと年度末というところが多いかと思うのですが、こちらも運用の改善が図られまして、寄附を受領する時点において最低限の執行が確実に見込まれる額の範囲内であれば事業費の確定前でも寄附を受けられるということになりましたので、実際に寄附を受ける場面では、その事業の執行状況を見ながら、その範囲内で寄附をいただけるということになってございます。

○佐々木委員

少し聞きたいことから話がそれるのですが、今のお話によると、何か使いやすく運用改善されたことというのは、そのほかにもあるのでしょうか。今、二つ挙げていただきましたけれども。

○（総務）企画政策室木島主幹

確かに、何点か運用の改善というのがなされておりまして、基金の積み立て要件の緩和ですとか、あとは、地域再生計画の申請の事務手続の簡素化とかもあるのですが、今回使い勝手がよくなったという部分におきましては、従前は既存事業への本制度の適用ができないということで、今までやってきたものの財源を企業版ふるさと納税に振りかえるというものはできなかったのですが、今回は既存事業であっても、寄附を契機に質的、量的な変化があることが明確に説明できる場合、そういった場合は対象となり得るということで、既存事業に対する取り扱いというのが明確になったところがございます。

○佐々木委員

市にとっては寄附を受けやすくなったということなのだと思います。ということがわかりまして、もとに戻りますが、今回のこども医療費助成制度の申請の場合、ここにこの寄附を使ったわけですが、寄附してくれる企業がここにはあったのですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回、このこども医療費助成に申請しようと、事業の検討を行っている際に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に御相談したところ、内容に賛同いただけるということになりまして、こちらで寄附企業の見込みというのが1点目途を立てたというところがございます。

○佐々木委員

この助成費、市単独分7,000万円、今回のそのうち寄附金はお幾らだったのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回のこのこども医療費助成の市単独分7,000万円ということでございますけれども、こちらは市単独分全体の額でございまして、先ほど答弁させていただいたとおり、既存事業への適用はできないことでございますので、今回の地域再生計画の申請は、今回拡充いたします中学生の入院に対する部分、その部分に限定されることになります。その事業費は約740万円ということになっていたかと思えますけれども、この部分に対しての寄附ということになりまして、今回申し出いただいている額といたしましては10万円となっております。

○佐々木委員

これが記念すべき最初の1歩ということだと思うのですが、この企業には大変感謝をしたいと思えます。

ところで、寄附する企業にとって、先ほどから伺っていると何となくわかるような気もするのですが、メリットというのはどういう点があるのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

まず、寄附企業に対しまして、寄附を行うことの代償としての経済的な利益、こちらの供与は禁止されておりますので、個人のふるさと納税の返礼品のような、そういったメリットはございません。また、一般的な自治体に対する寄附というのは損金算入されることになりまして、寄附額の約3割、こちらが税の軽減効果でございます。今回の企業版ふるさと納税ということになりますと、この軽減効果に加えまして、寄附額の3割は法人税、法人住民税、法人事業税、こちらから税額控除を受けられることとなりますので、こちらが企業にとってのメリットになるのかと思います。

また、国が出していますQ&Aですとか、そういったところにおきましては、企業が希望しない場合を除いて、寄附を行った企業などを公表するようにということにされております。なおかつ地域再生計画は国に申請を出しておりまして、認定を受けた場合には国で公表することになってございます。そういった意味では宣伝効果的なところは多少あるのかとは思います。

○佐々木委員

これから企業誘致とともにアピールしていくことになると思うのですが、この地域再生計画内の企業版ふるさと納税にはさまざまな分野が想定されているようです。他の自治体は創意工夫した地域の特長を生かしたプランでチャレンジをしているのがホームページ等で見れました。企業にとって、小樽市が提案する魅力ある、寄附するに値するプランでなければならないとやはり思います。今後の取り組みについて、市はどのように考えているかお示してください。

○（総務）企画政策室木島主幹

この企業版ふるさと納税のさまざまな分野ということで、11種類、事例といいますか、区分が国から示されておりまして、観光振興ですとか移住、定住、少子化対策、そういったものがございます。ほかの自治体がいろいろな取り組みをしているということは確かに承知しているところでございます。

寄附企業についても、創業者の方の出身地が小樽であったりですとか、寄附を充てて行おうと思っている事業が本業と関連する分野であったりですとか、何らかのかかわりですとか関連、そういったものがないとなかなか企業も受けていただくことが難しいのかと思っておりますので、今後につきましても新規拡充事業でなければならないですとか、あと、この制度を使うには、その事業に国の補助金が入っていると受けられないですとか、あとは当然ですが、最近の国の流れで適切なKPIという設定もございますので、そういったさまざまな条件がございまして、他都市の状況などを見ていきながら、企業にとって魅力のある事業案というものは引き続き検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

魅力あるアイデアを出してやっていただきたいなと思います。

◎女性消防吏員について

女性消防吏員についてお伺いをします。

以前、オタモイ支署落成時に中の施設を見せていただいたときに、女性消防吏員が働きやすい職場環境を整えるということで、署の中には女性専用の仮眠室、浴室だとかというのが設置されておりました。全国的に女性消防吏員の活躍により、男性消防吏員では行き届かない視点で行政サービス等が期待されて、募集が強化されているということだそうです。

小樽市のホームページでも同様に、女性吏員の募集がされておりました。どうしても消防と聞くと、男の職場と、力が必要みたいな感じはしますが、予防や発生後の対応などでは、関係する人の半数が女性ということから女性消防吏員の存在は必要だろうというふうに、今こそ必要になってきていると思います。

そこでお聞きしますが、消防吏員の男女数と女性比率について、全国、全道、小樽市をお聞かせください。

○（消防）総務課長

消防吏員の男女の職員数及びその女性比率につきましては、平成30年4月1日現在になりますが、全国では男性が15万8,894名、女性が4,475名で、その比率は2.7%となります。全道におきましては男性が8,904名、女性が143名で1.6%、本市におきましては男性が249名、女性が4名で、全道と同率の1.6%となっております。

○佐々木委員

女性消防吏員について、目指す目標の数値などはあるのでしょうか。

○（消防）総務課長

総務省消防庁から、平成38年度当初までに全国の女性消防吏員の比率を5%にするという目標が示されております。これを単純に本市に当てはめると10名程度ということになりますが、本市におきましては人数にこだわらず、採用試験において男女を問わず、成績順に優秀な人材を採用していくものと考えております。

○佐々木委員

消防の仕事のうち、業務としては消防隊、救急隊、火災予防、通信指令、総務などがあるというふうにお聞きしました。本市の女性吏員4名の配置と活躍の様子等をお聞かせください。

○（消防）消防課長

本市の女性消防吏員につきましては、勝納消防署に2名、オタモイ支署に2名配置しております。全員消防隊として勤務しており、その様子につきましては、男性吏員とともに予防業務を初め、火災や救助業務などさまざまな現場業務を担っております。

○佐々木委員

女性ということで、どうしても体力的なハンデはあると思うのですが、いずれの業務も女性が勤務することには問題はないということですね。

○（消防）消防課長

消防業務におきましては、法令による制限としまして重量物を取り扱う業務、有害なガス等を発散する場所における業務がありますが、一般的な消防業務には支障はないものと考えております。

○佐々木委員

全国的に見て、女性消防吏員の業務配置の傾向などがあるのであれば、お聞かせください。

○（消防）総務課長

全国的な女性消防吏員の配置の傾向といたしましては、現時点で把握できておりますのは、平成27年に総務省消防庁が実施いたしましたアンケート結果ということになります。このアンケートは、全国の消防吏員の1割をラン

ダムに抽出して行ったものでありますが、そのうち現在の担当業務という問いに対する回答で割合が高かった順に申し上げますと、まず「予防」が 1 位で 28.6%、次に「救急隊」が 25.0%、次に「消防隊」が 11.3%、次に「庶務」、先ほどでいうと総務ですが 8.3%、それから「指令員」が 6.3%などとなっております。

○佐々木委員

本市では今後、今言ったようないろいろなところに、いろいろなパーセントで業務に振っていますけれども、そのような分野に配属されていくということになるのでしょうか。

○（消防）総務課長

本市におきましては、男女にかかわらず、新人の消防吏員は、まずは消防の基本であります消防隊に配置して知識及び技術を習得させます。男女で区別することなく適正を判断して、その後にさまざまな業務に配置するものがあります。

○佐々木委員

今後とも、先ほどのお話だと女性消防吏員は増加させていくということだと思いますけれども、今後の消防施設の女性用設備について、どのように考えておられますか。

○（消防）総務課長

女性用設備につきましては、現在あるオタモイ支署のほか、今年度は勝納消防署の改修を行いました。来年度は、銭函支署の改修について、今定例会に予算案を提出しております。今後につきましては、（仮称）消防署手宮支署の建設などを含め、計画的に消防施設を整備していきたいと考えております。

○佐々木委員

今いらっしゃる 4 人の皆さんの活躍の様子と、そこから見えてきた今後の女性消防吏員への期待とか可能性について、お考えをお聞かせください。

○（消防）消防課長

今後の女性消防吏員への期待と可能性につきましては、これから経験する技術や知識を生かし、救急業務における女性消防吏員の対応、また、災害現場における被災者へのケアなど、女性消防吏員ならではの視点で各種業務で活躍できるものと期待しております。

○佐々木委員

今までお聞きしてきたようなことを受けて、今後、本市の女性消防吏員の採用の方向性というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○（消防）次長

女性消防吏員の採用の方向性ということでございますけれども、ただいま消防課長から答弁申し上げましたとおり、私どもといたしましては女性ならではの活躍を期待しておりますので、今後とも女性の確保は必要なものというふうに考えてございます。

国からは、全国の比率ということで 5% という数値目標が示されておりますけれども、これは女性の採用枠を設けるということではございませんので、結局は採用試験の試験結果ということになりますが、いかんせん女性の採用試験の受験者が少ないという現状がございますので、今後とも受験者増に向けた積極的な広報活動を継続しまして、女性に限ったことではありませんけれども、より優秀な人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

こうお聞きしますと、本当に女性消防吏員の活躍する場、期待も大きくなっていることがわかりました。ぜひ本市でも今おっしゃっていただいたようにより優秀な人材の確保、それから育成もお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 31 分

再開 午後 2 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○斉藤委員

◎小樽市地域防災計画の修正について

先ほど報告のございました、平成30年度地域防災計画の修正、全面改訂・新設について伺います。

修正の趣旨ですとか、意味、内容のわからない点等についてお聞きいたします。全体的には内容はいいと思うのですが、細かいところがなかなかわかりづらいものですからお聞きをいたします。

まず、第 2 章第 2 節の消防部による消防計画全面改訂に伴う整理というところの部分で、まず総務班の 3 番目、消防団との連絡調整という部分と、部内各班との連絡及び調整というところが分割された理由についてお知らせください。

○（消防）警防課長

消防本部といたしましては、昨年のブラックアウトの経験を踏まえまして、全般的な見直しを行ったところであります。特に消防団の活動の必要性が浮き彫りになりましたことから、消防団の活動に支障を来さないよう、この項目を新たに追加したものでございます。

○斉藤委員

次に、今のは総務班のところですが、警防班というところがありまして、警防班の 2 番目の情報収集のところで活動報告という内容を加えられている理由、それと 2 番目の気象及び災害情報の収集等という内容と別に、9 番目、10 番目で気象及び災害情報の収集、受信と同じような内容なのですが、9 番で災害情報の受信・伝達に関することについて、それから 10 番目で気象情報の収集・観測に関することについてという 2 項目に分けられて出てきているのですが、今の言っているのは、この分厚い資料の 11 ページに書いてあるのですが、その部分についてお示しをいただきたいと思います。

○（消防）警防課長

まず、災害時の気象及び災害情報により収集された必要な情報を整理し、関係部局に対し速やかに報告することにより、関係部局間による被害の状況把握及び対応・対策についての情報共有を図ることを目的として新たに加えたものです。また、「9 災害情報」「10 気象情報」が出る理由につきましては、まず、「2 気象及び災害情報の収集等」は活動報告に関することに続きますとおり、外部活動を行うに当たっての情報の収集を想定しております。

一方、9、10 は単純に情報を収集し、関係機関などに提供することなどを想定しております。なお、委員からわかりづらいとの指摘がありましたので、次年度の改正にあわせて検討してまいりたいと思っております。

○斉藤委員

少しわかりづらいという、意味は多分、そういう意味があるのだろうなとは思ってはおりました。

次に消防班というところで、情報伝達、避難誘導というような、もともとはそういうのが一括の 1 項目めに消防班の中に出てくるのですが、今回、新しく「災害時における広報に関すること」という、今まで全然なかった広報の部分加わった理由、それから、その後に 2 番目、3 番目で項目を分けて、また「情報伝達に関すること」と「避難支援及び誘導に関すること」という、避難誘導が別々にまた詳しく書かれたという理由についてお示しをいただきたいと思います。

○（消防）警防課長

まず、消防班に広報を追加した理由につきましては、災害時の広報活動はこれまで予防班が行うこととしていましたが、実際に広報を実施する部隊が消防班でありますことから、実態に合わせ変更したものです。

また、広報と情報伝達に分けた理由につきましては、改正前には防災広報となっておりましたが、具体的に何をするのがわかりづらかったことから、災害現状における報道などに災害広報を行う情報伝達と、周辺地域住民に対して行う情報伝達を目的とした広報とを明確にしたところであります。

○齊藤委員

そういうことなのですね。もともとは予防班に入っていたということなのですね。

それと、もう 1 点、ここの消防班で、次に 4 番目の「災害の防除に関すること」というのは新しく加わった項目なのか、何かもともとあったことを言いかえたのかというのが理解できなかったのですけれども、その災害の防除というのはどういうことなのでしょう。

○（消防）警防課長

今回の各班の活動内容につきましては、実際の活動に則した内容に改正したものであり、災害の防除に関することにつきましては、あらゆる災害に対応するべく、新たに項目に追加したものでございます。

○齊藤委員

それで次に、第 4 章の第 2 節の消防計画という、これは全く新しく大規模に加わった部分なのですが、今の分厚い資料で言いますと 30 ページなのですが、まず、特別警戒体制というのがありまして、従来のもともとの防災計画では、「気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、警戒する必要が生じたとき」という文言があるので、第 1 非常配備の配備時期の基準になって、そういう文言が入っていたのですが、新しく今回の新設されたところでは、「特別警戒体制の確立」というところがあって、3 番目に前文があって、それから基準とかの表になるのですけれども、その前文のところに「気象等の情報を収集し、警戒が必要と判断したときは」という、そういう必要性の文言が載っています。非常配備基準という表があって、第 1 非常配備から第 2 非常配備、第 3 非常配備という、その第 1 非常配備の配備時期、これは「配置」と書いてあるけれども、配備時期のところの 2 番目のところに、「時象」ではないですよ、これは「地象」ですよ。「時」という字になっているみたいですが、これが地面の「地」になるべきだと思うのですが、「気象、地象及び水象についての情報又は警報を受けたとき」ということで、もともとあった「警戒する必要が生じたとき」という、その必要性の部分の文言がそっくり削除されているというか、そういう必要性があらうがなかろうが、そういう警報を受けたときはもう非常配備なのだというようなつくりが変わったのですけれども、これについては削除した理由はどういうことなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（消防）警防課長

まず、「特別警戒体制の確立」にした理由につきましては、文言の整理の中で変更したということで、特別の理由はございません。また、非常配備基準における「警戒する必要が生じたとき」を「警報を受けたとき」に変更したことにつきましては、消防という災害機関のため、警報発令時には即時に対応しなければならないということもありまして改正したものでございます。

○齊藤委員

警報を必要性が云々とかという判断をしている以前に、警報を受けたら、もう自動的に非常配備なのだということが明確になったというふうに理解していいですね。

それで、次の質問ですけれども、従来、前の「10 広域消防相互応援協定」という項目が最後の項目としてここにあったのですが、それを 4 番目の項目として、「応援要請」という項目に言葉が変わって前に出てきたと。最後の項目だったものが非常配備のすぐ次に移されて、内容が少し変わっているのかと思ったのですが、それについてはいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

広域消防相互協定が 4 に繰り上がり、応援要請とした理由につきましては、北海道胆振東部地震でも各協定により、全国の消防部隊が派遣されておりましたが、北海道広域消防相互応援協定だけでなく、緊急消防援助隊等、さまざまな応援要請があることから変更しております。

また、繰り上げにつきましては特別の理由はございません。

○齊藤委員

順番はどうでもいいということなのですね。

次の質問ですけれども、前回までの内容では、「6 災害時の活動要領」、「7 被災者の救出及び救急対策」という項目があったのですが、これが今回、非常に大きな部分に拡充をされまして、いわゆる警戒巡視と以前言われていた内容が、情報収集とか広報という新たに今まで全くなかった項目ができて、さらに消防隊と消防団という、それを別々の理由といいますか、役割を割り当てて別立てしたというような、ここが一番新しいというか、今回のポイントのところだと思うのですが、これを少し説明していただきたいと思います。

○（消防）警防課長

災害時の活動要領に情報収集及び広報を加えた理由につきましては、昨年のブラックアウトにおいて、改めて広報活動の重要性を再認識されたことから、より実効性のある広報活動について現在整備を行っているところであり、災害時の活動要領にも明記したところであります。

また、消防団と常備消防を分けた理由につきましては、消防団と常備消防では装備、車両及び現場での活動内容に違いがあることから、それぞれの活動について明確にすることが必要であることから分けたものであります。

○齊藤委員

それで、もう 1 点、古いほうを見ていただくと、31 ページの上から、従来の 5 番目とか 9 番目の内容は、これは結構非常時ではなくて、いわゆる平時に、何もないときに、定めに基づき、地理、水利、防火対象物等の調査をして、警防計画を樹立しなさいとか、災害防御対策の万全を図るというようなことが 5 番目ですし、9 番目については、資機材の整備とか備蓄に努めるだとか、そういった災害現場に資機材等を補給できるように準備しておきなさい、いわゆる平時から備えるという部分が書かれているのですが、これは私がずっと目を通した中では、このような 5 番とか 9 番のような内容というのは、この辺には書かれていないというふうに思ったのです。

だから、この内容は載っていてしかるべきことで、これを削除する話にはならないと思うのですが、この辺のところに載っていないので、どこか違うところに移ったのかとも思うのですが、それについて少し御説明いただきたいと思います。

○（消防）警防課長

災害防御対策につきましては、新旧対照表の 26 ページにあります。消防計画の消防体制の整備、救急体制の整備、予防体制の整備として、それぞれ平時の対応について記載しております。また、消防水利及び資機材の整備につきましては、同じく 26 ページの「（4）消防水利・資機材の確保」ということで、そちらに表記しております。

○齊藤委員

最初のところに、基本的なことだから最初に書いておこうと。要は消防計画の 1 番の頭に持ってきたということなのですね。今までは途中で挟まっていたものを最初に持ってきましたよということで理解しました。

あと、従来の 7 番目に「被災者の救出及び救急対策」という文言が出てくるのですけれども、救出という言葉が全部新しいほうでは「救助・救急活動」という、何か救出ではうまくないというか、大したことないのかもしれないのですけれども、言葉が救助に変わった理由というのも、一応伺っておきたいと思います。

○（消防）警防課長

救出から救助に変更した理由につきましては、単に文言の整理を行ったものであります。

○齊藤委員

余り意味はないということですね。

あと、今までは消防の話ですけれども、今度は停電にいきまして、第 5 章の第 24 節が新たに停電対策計画になったわけですけれども、事前対策に挙げられている（４）で「優先すべき重要施設」という、現在何を優先すべき重要施設として想定しているのかというのをまず伺っておきます。

○（総務）災害対策室佐治主幹

この第 24 節の停電対策計画でございますけれども、これにつきましては、これまでの説明がありましたとおり、北海道胆振東部地震、それに伴う市内の大規模停電を経験したことから新たに新設したもので、これ以前につきましては、地域防災計画については停電に対する計画はございませんでした。

その上で今回設定したものでございますけれども、その中で事前対策として、市と北電で確認する優先復旧すべき重要施設でございますが、これにつきましては今回の停電対応の経験などから避難所、医療機関、福祉施設、水道施設とそのほかにも重要施設があるのですけれども、これらの具体的な施設をどうしていくかということにつきましては現在協議中のため、答弁はここまでにさせていただきます。

○齊藤委員

確かに、避難所とか医療施設、福祉施設という、それはもう本当に真っ先にということだと思いますけれども、あと、応急対策の小樽市部分というか、小樽市のやるべき部分ということで、市民等への応急対策に医療機器の充電対応とか携帯端末機器等の充電対応というのが項目に挙がっているのですが、これはこの前の 9 月 6 日のときも大変なことになりますけれども、この項目は挙がっているのですが、本当に十分な対応が今できる体制というのがあるのかどうなのかという、この前は十分ではなかったのではないかということを含めて聞くのですけれども、どうでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

これも、今、委員から御指摘のありましたとおり、今回の市内の大規模停電対応を行った際に、まだ十分とは言えない部分がございますので、ここのところにつきましては、まずは今回行いました携帯端末への充電のほか、次年度でございますけれども、避難所に発電機を装備する予定になっております。まずはこの発電機を使用して、個人の医療機器や端末機器等への充電を行っていきたいというふうに考えております。

○齊藤委員

それともう 1 個、小樽市の応急対策のところですが、応急対策要請というところがあって、その重要施設の優先復旧、それから電源車による重要施設の電源確保という 2 項目があるのですが、これについても項目としては挙がっているのですけれども、具体的に実際にできるように担保するというのはなかなか大変なことなのではないかと思うのですが、実際これはできるのかどうかお聞かせいただきたいのですが。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回、この新設しました第 24 節の停電対策計画につきましては、この全部の内容につきまして、小樽市と相手側

であります北電で合意しておりますので、これをやっていく方向で、これをやっていくということはもう決定事項ということでございます。

その上で、先ほど答弁させていただきました、現在北電と調整中の事前対策の項でありました、優先復旧すべき重要施設の復旧状況を見ながら、停電時などにつきましては優先復旧の箇所の要請をしていくというところがございます。また、復旧がおくれるような場合につきましては、停電電源車を配備するよう改めて要請していくというふうなことで考えております。

○斉藤委員

あともう一つ、北電小樽支店にという部分で、情報伝達、災害広報として、応急対策実施状況の伝達、復旧見込みの伝達、それから停電の状況とか、停電の復旧見込みを広報するということになっているのですが、これは北電が広報するのか、それをどこかに伝達して、その聞いたところで広報するという意味なのか、なかなかこれを北電が自前で広報するといっても、そういう手だてがあるのかというのがわからないのですけれども、本当にそういう体制ができるのかどうかというのが少し心配になるのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

これにつきましても、今回の 9 月 6 日の停電対応を受けまして、なかなか市民の皆様、市からもそうすけれども、北電側からの情報が伝わりにくかったということがございまして、ここに記載しております「イ 情報伝達」につきましては、北海道電力株式会社が行うこととして、「① 停電発生日時」から「⑧ その他必要と認められる事項」について、全て北海道電力で行うことを定めております。

なお、その下にあります、「ウ 災害広報」というのが今回定められているのですけれども、北電では、これらの情報をどのようにして市民の皆様や関係の団体等に伝えるかということにつきましては、ア、イ、ウのところにありますインターネットであったり、ラジオ、テレビ、新聞等広報車、これらを使ってやっていくということで、これは北電とも確認をしたところでございます。

○斉藤委員

少し意味がわからなかったです。そのアとイの部分は、全て北電が「イ 情報伝達」の①から⑧までも含めて全部北電がやりますよと。「ウ 災害広報」のところについては、①、②、③のそういう手段を使いながら広報を実施するというか、少し違うのですね、内容が。アとイと、それからウとは少し内容が、やり方が違いますよと、そういう理解でいいのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

改めてここで御説明させていただきますけれども、資料 3 の 59 ページに載っているところ、ここに関しましては、一番上に「（２）北海道電力（株）小樽支店」と書いております。ここに書いていることは全て北海道電力の小樽支店が行う事業でございますので、この中にあります「イ 情報伝達」の①から⑧については、北海道電力の小樽支店がやることというふうに確認しております。

さらに、そのウのところ、災害広報ということでございます。これは主に広報する手段を書いておりますけれども、①のインターネットから③の広報車まで、これも全て北海道電力がこの方法で行うということで内容を確認しております。

先ほどの答弁、わかりにくい答弁をしたことにつきましては、おわび申し上げます。

○斉藤委員

このア、イ、ウ全部を、北電がこういうのをやってくれるよと、やってくださいねという意味なのですね、わかりました。

それで、先ほど打ち合わせで落としてしまったのですが、災害ボランティア連携計画という、第 25 節、次の 60 ページのところですが、これについて先ほど聞くのを忘れたのですが、これをずっと見ていきますと、そもそ

も場所として、「設置場所は、小樽市総合福祉センター内とする」となっているのですが、ただしということで、市が設置場所を確保するものとするという、「（３）業務」のア、イ、ウ、エ、オ、カのところをずっと見ますと、かなり多様な、いろいろな業務があって、今の総合福祉センターの場所の中でいろいろなことを、ましてや災害時に対応するためにはかなり場所が手狭ではないのかと。

現状で、それが何か被災状況になったときに、本当に総合福祉センターのところがそういう場所として適切なのだろうかというのが非常に疑問が湧いたのですが、これは、場所は総合福祉センターで本当にいいのでしょうか。いろいろなボランティアの人とかたくさん来て、それを情報発信やら作業もあれば、いろいろな計画もあれば、多様な人がいろいろなことをしなくてはならない。ボランティアの受付だとかというときに、あの場所のできるのかというのが非常に不安になりましたが、そこはどういうふうにお考えですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今のボランティアセンターの件でございますけれども、委員が御指摘のとおり、災害の規模にもよるのですが、大きな災害になりますと、ここの総合福祉センターでは少し足りないということで、どんなものが必要かというようなことをこの災害ボランティア連携計画で主となります小樽市社会福祉協議会と今詰めているところでございます。その話の中では、車が多くとめられたり、災害で手伝いに来てくれた方のテントが張れるような広い平場があるというようなこともございましたので、今、ここにつきましては社協と協議中でございますけれども、何かありますと候補となるのは、閉校した学校施設とか平場のあるようなところを探しているところでございます。

○斉藤委員

もう少し本当に広い場所をあらかじめ検討しておいたほうが私はいいと思います。

それで最後に、全体としてですけれども、いろいろ今細かいことをあちこち聞いてきましたけれども、こういうことがしっかり整えられれば、災害対策として１歩も２歩もかなり前進だと思いますので、ただ、これがいわゆる絵に描いた餅に終わらないように、しっかりとこの書いた内容が実際に動かせるようにといいますか、そういった体制をぜひしっかり構築する努力を今後お願いしたいなと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、特に新設しました二つの計画のところでございますけれども、今回、９月６日の災害対応などを行って、この二つの計画につきましては、それ以前の災害も含めまして、必要だということで新設したところでございますが、今少しまだ不十分なところもございまして、そこら辺のところにつきましては今協議中でございますけれども、各計画においてマニュアル等を作成して、より詳細なところを定めて実効性のあるものにしていくという作業を今行っておりますので、委員がおっしゃるとおり、これが動くように今後も協議等の作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎就学援助について

まず就学援助についてお伺いをします。

この就学援助制度につきましては、議員当選以来、毎回のよう質問してきたという記憶がございます。今回もＰＴＡ会費、クラブ活動費、生徒会費、この３費目についての充実をお願いしながら質問したいというふうに思っています。

中でもＰＴＡ会費につきましてはぜひお願いしたいという話をしておりました。従前に質問した際には、小学校

で223万1,000円程度、中学校で130万6,000円程度かかるというお話がございました。3 費目全てやった場合は、2,750 万円程度かかるのではなかろうかと、厳しい市の財政事情ではなかなか難しいというお話でありました。そう言いながらも、ぜひ検討していただきたいという形をお願いしているわけであります。

代表質問の中で、新谷議員の質問に対する答弁の中では、本市の財政は大変厳しい状況にある中、近年、就学援助認定者が増加していること、入学準備金の単価を引き上げたことで支給額が増加したこと、支給を見送らざるを得なかったというような御答弁が出されておりました。そもそも、私は、やはり補助制度であればなかなか見えてくるのですけれども、交付税措置という形になってくると、なかなかお金の形として見えてこないのかなということがあるのですが、それはさておきまして、引き続き、せめてPTA会費に関しましては来年4月からの実施に向けて、ぜひ市長部局ともしっかりと協議をしていただきたいというふうに思うのです。ぜひお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

教育委員会としましては、就学環境が厳しい児童・生徒の状況を少しでも改善していく必要があると考えておりますので、引き続き市長部局と協議をして、PTA会費等の運用について進めていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。認定者が増加していると言っていますが、割合的には、前年度といいますか、それから見ますと増加はしていますけれども、ここ5年間の推移で見ますと、やはり総児童・生徒数が減っている。その中で割合数が上がっているということがありますけれども、実際の準要保護児童・生徒数でいけば、5年間でいえばやはりほぼ横ばいといいますか、若干下がっているというか、そういった状況になると思うのです。なかなか新年度の実施は今回は難しかったということではありますけれども、そういったことも踏まえて、ぜひしっかりと検討していただければなというふうに思っております。

次に、入学準備金のさらなる前倒しの検討についての質問であります。

以前、第4回定例会の総務常任委員会だったでしょうか、どこで質問したかというのは覚えていないのですけれども、その際には実現できるかどうか検討してまいりたいといった趣旨の御答弁だったというふうに思っております。

そこで、新年度ということは無理にしても、来年4月に入学する児童や生徒から実施できるよう、ぜひ前向きに検討していただけないかというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

第4回定例会の本会議でも御答弁いたしましたけれども、私どもとしましては、まずどのような時期が最適というか、ニーズがあるのかというところをアンケート調査によって、その結果を踏まえまして、当然事務作業の関係も少しございますので、そこも踏まえながら、さらなる前倒し、いつの時期が適切なのかということを検討してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

新年度からニーズといいますか、アンケート調査などを踏まえて、その結果を踏まえての対応になるというふうに思いますけれども、ぜひとも前向きに御検討してくださることを心からお願いしております。そもそも就学援助の認定となる総収入額でいいますと、300万円以下という方、420万円以下という方、それぞれ世帯構成と収入額で差はありますけれども、やはり大変経済的に厳しいという、そういったことが実情であります。ぜひともそうした就学困難と認められる児童・生徒、また、保護者に対して、そうした援助を含めて検討していただければなというふうに思っております。

◎議案第35号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について

次に、議案第35号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について伺いをいたします。

今回、管理職に限りまして、人事評価の給与反映を行うということでありましたけれども、そもそもこうした管理職に限ってということであっても、こうした人事評価の給与反映ということは、私は行うべきではないというふうに思っております。今回、こうした条例に至ったことについて、まず御説明をしていただければと思います。

○（総務）職員課長

まず、平成28年度から始まっている人事評価制度につきましては、地方公務員法の定めにより、人事評価を任用、それと給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとするという位置づけになってございます。そうしたことから、全職員に対する給与反映を目指してきたところなのですが、2回ほど準備が整わず先送りにして、現行の条例では31年6月から全職員に対する反映という形になっていたところでございます。

昨年5月で、専決処分により申しわけなかったのですが、条例改正で1年先送りにし、それでこの間給与反映を目指して、人事評価基準策定委員会の協議を経まして、昨年12月下旬にようやく人事評価基準の案が通りまして、ことしの1月とかに組合にその内容を提示して、いわゆる事務レベルの協議を進めてきたところなのですが、2月13日に行いました市連協交渉の中では、組合としては妥結には至らないという形になったところでございますので、組合員にかかわらない部分で、まずは管理職に法で求められている活用という部分で給与反映をさせるということで、このたび条例改正案を提案させていただいたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

そもそも人事評価を給与に反映するということが自体が公務員労働者にはなじまないということを常々申し上げてまいりました。そうした中、管理職に関しては導入していくということについては、どうしても理解ができません。公務員の職場におけるこうした勤務成績、そうしたものについての評価や基準というものが私はとても曖昧だというふうに思っています。

ある職場で成績を上げている。でも、ある職場ではなかなか難しいというのは当然あり得る話。だからこそ、そうした妥結に至らないのではないかと私は思っています。特に管理職においてはという話がありましたけれども、管理職においてだって、そういった部分というのはやはりあるではないですか。客観性が本当に保たれるのかということについては、私はとても疑問に思っている。成績を上げやすいような職場であればそうした成績は上がっていく。給与も上がっていく。なかなか地味なところ、公務員の中でもそういったところについてはなかなか上がっていかないと。

やはりそういったものというのは、客観性が保てるという担保があるのかがどうしても疑問に思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（総務）職員課長

市役所にはいろいろな仕事がありますし、いわゆる企画的な部分ですとか、あとは定例的ないわゆるルーティン業務を行う部署もあります。それぞれいろいろな仕事がある中で、まず、業績評価については、今年度どういう目標を立ててそれを達成していくかという部分の評価が業績評価でありますし、また、能力評価というのも、9月を基準に10月から9月までの間にやっただけというのはいいのですが、この間の職員の持っている能力をいかに発揮したかというような評価の観点でございます。いろいろな仕事がある中で、いろいろな目標がある中で、正直、その辺は同じ仕事をしていて同じ評価をするわけではないので、難しさというのは当然ございますが、この間、平成28年度から人事評価を実施している中で、給与反映はこれからなのですが、これまで全管理職に対する研修を重ねてきておりますし、そういった中でどこまで業績が達成できたら、いわゆるA評価になるとか、これ以上であればS評価であるということで、全ての業務についてそういった基準を設けるのは難しいところではあるのです。

例えばマニュアル作成においてはどの程度できた、時期をどの程度に設定していつできたとか、そういった部分の基準をこのたび策定しました人事評価基準に盛り込んでいるところでございますし、能力評価においても、こういった行動をとればそれが望ましい行動になって、それが能力のあらわれと評価するかといったところのものも盛

り込んだ中でこのたび人事評価基準を策定しましたので、それをもとにまた人事評価を繰り返していく中で、やはり精度というものは上がっていくというふうに思っておりますので、そういった中で取り組んでいきたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

やはりこうしたことについては、やはり理解はなかなかできません。先ほど全職員を対象にということ说着ていましたけれども、一方では組合とは妥結に至らなかったということでもあります。それでは、この一般職まで広げるといえるはどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○（総務）職員課長

ことしの 6 月の勤勉手当の部分の給与反映は管理職に限って行いますけれども、主として、これはもう管理職だけしかやらないのだということではなく、毎年組合とも協議も重ねながら、また、人事評価制度も精度を高めていきながら、将来的には一般職、全職員に対する給与反映を目指していきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

こういったことを行っていった自治体では、やはりその時々の方、市長なりが気に入るようなことを行った方については評価がどんどん上がっていくと。その一方で、ルーティン作業という方についてはなかなか上がっていないと。一般と同じという、そういった事例というのは実際にあるわけなのですね。それではいけない。その客観的な担保がしっかりと保たれる形でなければ、私は絶対一般職まで広げるべきではないというふうに思っています。

そもそも、この人事評価について、給与反映をずっと先送りしている自治体があるのです。やらなくてはならないというのはわかっている、妥結に至らないということで先送りしている自治体もあるわけです。本市もこうした一般職に広げるということについては、組合ともしっかりと協議をしていただいて、私は広げるということはある得ない考えだというふうに思っております。

◎議案第 20 号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第 20 号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてお伺いをいたします。

提案理由におきまして、国家公務員に準じて時間外勤務命令の上限を設定する目的で、時間外勤務に関する委任規定を設ける、このためだとしております。しかしながら、これでどうやって超過勤務が縮減できるのかというのは、私は極めて疑問に思っております。以下、質疑をいたします。

そもそも、なぜ委任規定としたかについてであります。条例を見ますと、規則で定めるというふうな形になっております。規則で定めることにすること、私は透明性に非常に問題があるのではないかなと思うのですけれども、その点については、まずいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

今回の改正は国家公務員に準じた形で行っているのですけれども、国家公務員においても、いわゆる給与法、法律の中でこの上限を定めるのではなく、その委任を受けた人事院規則で定めることにしておりますので、本市としてもその立法方法に倣ったところでございます。

○酒井（隆裕）委員

国に倣って問題ないという話なのですけれども、そもそも規則というのは議決事項でしょうか。

○（総務）職員課長

条例と異なり議決事項ではなく、市長の決裁で定めるものでございます。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです、議決事項ではないのです。議会のチェック機能というのがなかなか諮りづらいものになってしま

う。だからこそ、規則で定めるものは細かなものにしなければならないというのは当然の話なのです。中身がどうなっているのかというのがなかなか見えてこないというのは、私はすごく問題がある。議会軽視につながりかねない問題だというふうに指摘をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、どのような規則を定めるのかお伺いしたいというふうに思います。

○（総務）職員課長

国家公務員に準じた形で、基本的には月45時間以下と設けまして、さらに、年間360時間以下というのを基本的な上限の設定にします。ただ、いろいろな業務がございますので、他律的な業務の比重の高い部署につきましては一月100時間未満、そして年間では720時間以下、また、2カ月平均、3カ月平均、6カ月平均までその平均は、月は100時間未満なのですけれども、平均は80時間以下という形と、一月45時間を超えるのは1年で6カ月までと、そういった内容で定める予定でございます。

○酒井（隆裕）委員

今出されたのは人事院規則の超過勤務の上限に関する措置、これに準ずるということによろしいでしょうか。

○（総務）職員課長

はい、そのとおりでございます。

○酒井（隆裕）委員

まず、そもそもの話をさせていただきたいというふうに思うのですが、労働時間の原則は1日8時間で週40時間、そして残業は禁止であると。これが原則であると確認したいと思うのですけれども、よろしいですか。

○（総務）職員課長

労働基準法で定める原則でございます。

○酒井（隆裕）委員

では、今回の規則で、先ほど説明されましたけれども、超過勤務命令の上限はどのように示されますか。

○（総務）職員課長

先ほど申したとおり、原則的には月45時間以下、そして年間360時間以下という形で定める予定でございます。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです、原則として45時間、1年について360時間というふうにしております。ただ、そうは言っても、他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員に関しては1カ月について100時間未満、1年について720時間という話がございます。

そもそも、厚生労働省の労働基準局の通達に示されている過労死ラインといわれるところでは、月平均80時間というふうに示されているわけであります。今回の上限でいえば100時間未満でありますから、この過労死ラインを超える、そうしたことになるのではないですか。

○（総務）職員課長

先ほど触れましたが、他律的な業務の比重の高い部署におきましては月100時間未満ではあるのですが、6カ月の平均とかは80時間以下におさめなければならないという設定もあわせて設ける予定でございますので、今おっしゃられた部分、月によってどうしても短期集中型といいますか、処理しなければならないという部分があつて100時間未満というのはありますけれども、合わせて平均80時間という制限も設ける予定でございますので、その中で適正な労働時間の確保をしていきたいというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

平均といっても、結局のところ1カ月について100時間未満、私は、過労死ラインを超える労働を押しつけるものにしかならないというふうに思っています。私は、これでは長時間労働への歯どめはきかなくなるというふうに思っています。この点についていかがでしょうか。

○（総務）職員課長

基本的に、今回はいわゆる働き方改革一括法、これは基本的には民間事業に該当するもので、それに倣って国家公務員はそれに準じた形になるのですが、今まで時間外勤務の上限というのがなかったものですから、そういった意味では、もちろん他律的業務であると100時間未満とか、平均80時間とかありますけれども、歯どめがきくといえますか、上限を設定することによって時間外勤務労働の抑制につながっていくというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

先ほどから、他律的業務という話が出ています。他律的業務とは具体的にはどのような業務か示していただけますか。

○（総務）職員課長

国の通知におきまして、国においては、例えば国会の関係ですとか、国際関係、そして法令協議、また、予算折衝等、それに従事する者が業務の量とか時期、また、各省庁の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署というふうに例示されているところでございます。その通知の中で、地方公共団体においては、例えば地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量、時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署という形で、例示が一つしかなくて、なかなかこの判断は難しいところではあるのですが、先ほど言った国会とか予算の関係で言えば、市で言えば総務部総務課ですとか財政課のイメージがあるのですが、一番端的にわかりやすいのは消防本部の消防の現場で、これはもう火災とか救助の活動、本当にこれは自分たちでコントロールできないものだというふうに思っております。

そして、この辺の指定をしなければならないところなのですが、2月上旬に各課に照会をかけたところ、75の室とか課に照会をかけたのですが、そのうち14の課から自分の部署の業務は他律的業務が多いというような、思っているということで返答がございまして、率的には18.7%でございます。

それを参考に、ベースにしながら、実際にそれを指定するに当たっては、基本的な必要最小限度で行うという形を考えておりますので、精査して指定していきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

資料要求させていただきました。その中で見ていただければわかると思うのですが、各課のそれぞれ時間数、手当数などが示されております。ここで見ますと、例えば市民税課を見ますと、7月を見ますと、非常に大きく残業されております。時間外になっております。当然そうだろうなというふうに思います。その一方で、それ以外の時期については凹凸がありますけれども、それほど大きく時間外が出ているというふうにはなっていません。また、観光振興室でも、8月でしょうか、そのときに大きく上がっていますけれども、それ以外のところではそれほど大きく上がっているというふうにはなかなか見受けられない。

ただ、その一方で恒常的に残業している課が幾つかあるのですよ、恒常的に。ずっと同じく時間数として残業している。ここがやはり大きな問題なのです。こうしたところというのは、結局、時間外でやらなければ仕事はこなせない。結局は、言ってみれば恒常的に残業しなければこなせない、こういったところが結局は他律的な業務の比重が高いと言って、先ほど言ったような過労死ラインを超えるような仕事を強いられることになってしまう。私はそれが一番問題だという話をしているのです。いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

もちろん、時間外勤務がなくて業務が行えるのは本当に理想なところではあるのですが、やはり時期的な問題ですとか、職員数もこういった人口減少とか、厳しい財政状況の中ではこれから適正管理をしていかないといけないという部分と、そういった背景がありながら、実際仕事はなかなか減っていかないというのがあるので、やはりそこは、まず業務を効率的に行う工夫を見出していくですとか、あとは事務事業の見直しですとか、そういったことで、もちろん時間外勤務が多ければ健康面とかの危惧もございますので、なるべくそういったものもあわせ

ながら、時間外勤務を抑制していかなければならないというふうに思っています。

○酒井（隆裕）委員

資料の上の段のところに、個人の年間最高時間外勤務数というのが記されています。そこでは、ここ 3 年間で時間外勤務数が出されていたのですが、879時間、956時間、704時間と、これは換算した時間ということでありまして、既にこのような時間外をしなければならないような職場はあるわけなのですね。だからこそ、歯どめをかけないといけない。

私はこうした他律的な業務であっても、原則として月45時間、1年について360時間という、ここに合わせるべきだと思うのです。初めから過労死ラインを超えるということは、やはりあってはいけません。その上で、通常の職員の方については、例えば年間120時間でありまして、1日2時間でありまして、そういったレベルにしていこう。そして、通常予見できない、そうした業務量の大幅な増加の場合、臨時的に必要な場合、こうした場合に限って限定するという形にしなければ、私はやはり歯どめはきかないと思うのです。

今回、国が言っているのは720時間、一月について100時間なのだからいいのではないかと、何の科学的根拠も何もないのですよ。科学的根拠があるのは厚生労働省の過労死ラインなのです。これは80時間というふうに言われているのです。だけれども、それを無視してしまって100時間でいいのだと。やはりそれはやってはいけないと思うのです。こうした考えについて、いかがお考えでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほども申したとおり、この他律的業務の多い部署の指定というのは、やはり必要最小限というふうにも考えておりますし、上限が他律的業務という位置づけで高目に設定されたとしても、基本的にはなるべく時間外勤務はしないようにという、それは職員の健康管理もそうですし、財政的な面もございまして、そういった意識を持ちながら、他律的業務だから年間720時間まではいいのだということではなくて、なるべく時間外勤務労働がないような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはり臨時の場合ですとか、緊急の場合ですとか、そういった場合以外に超過勤務しなくて済むと、そういった業務量に見合った人員の確保、それから配置、これが一番求められているというふうに思います。その上でこうした考え方が示されるべきではないかというふうに思いますけれども、この点について伺います。

○（総務）職員課長

なかなか人もふやしていけないという中で、先ほども申したとおり、いかに業務の効率化を図っていくかですとか、あとは事務事業の見直し、そういったもので、それとやはり意識として時間外勤務をなるべく抑制していくのだという意識の中で、先ほど他律的業務のお話がありましたけれども、他律的業務の指定がなくても、例えば災害が発生した場合には、そこはもう他律的業務の位置づけではなくても、特例として、それは月45時間を超えてもオーケーという、そういった特例規定も設けていきますので、そういった中では他律的業務指定というのは慎重にしていきたいというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

災害の場合は、初めから除外されているのです。人事院規則が定められる前から、災害の場合とか緊急の場合というのはそれから除外されるとなっているのです。それをわざわざ今回の上限に関する措置についてという、規則を定めるに当たって、わざわざ上限時間の特例ということで、大規模災害の対処を重要な業務だというふうになんか突っ込んできたのですよ。もともと入っていなかったのです。初めからこれは法で入っているものだから。それをすりかえて言うてはだめです。

そもそも、先ほど言いました工夫ですとか、それから職員の意識づけで残業は減らせません。そもそもこなせない仕事量があるからこそ残業せざるを得ないわけです。やはりそうした人員の確保というか、配置ということをし

っかりと取り組んでいただきたいと思います。

◎小樽市奨学金について

小樽市奨学金について伺います。

この小樽市奨学金について、非常によい制度だというふうに思っています。その一方で、70名の支給枠のうち、前年度から継続して支給を受けるという在校生を引きますと、募集人員につきましては、例年について24名から28名程度、大体26名の募集というふうな形になっております。出願者数に対して決定者数が1.6倍から3.5倍になる非常に狭き門だというふうに思っております。

代表質問の中ではなかなか難しいというような話もありましたけれども、こうしたよい制度について、まず、募集人数としてやはり少ないなというふうに私は思うのです。やはり拡充させていくべきだと思うのですけれども、そうした考え方について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

奨学金の募集枠をふやすという部分でございますが、まず、奨学金は小樽市奨学資金基金を原資に、これは皆様からいただいた寄附をもとに原資にしているわけなのですけれども、こちらには限りがございますので、この残高や寄附の現状を考えますと、なかなか現在の状況で支給枠をふやすということをいたしますと、制度維持が困難になってしまうという部分がございますので、なかなか難しいものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

現状のままでそのまま進むという形になると、やはりなかなかふやしていくということは難しいのかなというのは、そのとおり理解するところではあります。ただ、小樽市ふるさと応援基金などを活用して、そうした、ふやしていくということに関しましては、財源確保ということで他都市の取り組みなども調査、研究されるという話をしておりますが、例えばこうした取り組みについて、ふるさと納税制度などの制度なども含めて研究、調査などもしっかりと行っていただきたいと思いますと思うのですけれども、そういった具体例についてはいかがでしょうか。

○（財政）津川主幹

ふるさと納税を財源に事業の拡大はできないのかという御質問なのですけれども、ふるさと納税からの繰入金を充当する事業の選択は、寄附いただいた方の使途などの意向を尊重しながら、寄附による応援をいただいたことによって新規事業や拡大事業を進められるという考え方を基本としています。しかしながら、ふるさと納税からの繰入金も限られておりますので、今後も充当事業の選択においては事業の必要性などを十分に勘案しながら、予算編成の中で選定することになるものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです、あれもこれもふるさと納税でやってくという形になると、なかなか難しくなってくる。そのとおりなのです。だけれども、なかなかそうは言ったって、他から持ってこられるものが何かないだろうかという話でさせていただきました。ぜひ、そうした他都市の取り組みなどもしっかりと研究、調査されていくというお話ですから、どのようなものがそうした小樽市奨学金を維持、それから拡充するために使えるのかということも含めて調べていただければなというふうに本当に思っています。

次に、小樽市奨学金のためになのですけれども、寄附したいという方からお話を伺いました。その方のお話によりますと、寄附したいと、そういった意向を示しますと、まず、ふるさと納税についていかがですかというお話でアナウンスされた。そして、そのときに子供たちのために、奨学金のために寄附したいというふうになりますと、それでは目的はどのようなものなのですかというような聞き取りなどがあった。そこで、その方がおっしゃるには、すごく手間がかかる。手続を簡素化できないでしょうかというお話を伺ったわけでありました。寄附というのはそんなに難しいものではないというふうに私自身は思っているのですけれども、実際、その方はなかなか手間がかかるという印象をお持ちだったという話でありました。

せっかくこうした目的のために寄附されたいという方がいらっしゃるのですから、できるだけ手間がかかると思われなような取り組みと言ったらいいのでしょうか、アナウンスと言ったらいいのでしょうか、そういったことはできないかどうか少しお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽市に寄附をする際に、手続が面倒であるというふうなお話であると理解しております。ただいまのお尋ねが、小樽市資金基金条例にあります各種資金基金に御寄附いただく際のお話なのですけれども、小樽市ではこの申し込みを受けた場合、まず、現金か物品か役務かなどの、その寄附の内容をお伺いすることが必要かと思えます。また、その内容と寄附額のほか、寄附される方の御意向にあった基金を判別するために、それでどのような目的で御寄附されるかということをお伺いしております。それで、内容を伺った後、現金の場合は納付書をおつくりし、郵便振替という場合もございますので、その場合は振替用紙をお渡しする運びとなっておりますけれども、市役所に来所されて寄附される場合は、その場で内容を伺いまして、落ちつきましたら、すぐ納付書をおつくりすることもできますし、電話で内容を伺って納付書等をお送りすることも可能です。そして、何かございましたら、逐一、個別に御相談させていただくことも可能かと思えますので、その辺は御理解いただければなと思っております。

何分、小樽市へのお心があつての御寄附だと思っておりますので、なるべくお客様のお手続が煩雑とならないように、これからも努めてまいりたいと存じます。

○酒井（隆裕）委員

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎新・市民プールについて

それでは、プールについて質問いたします。

市長は、公約でもあり、前に進めていくというような御答弁がありました。その一方で、2019年度末までに公共施設再編計画の取りまとめを行うと。それから、2020年度には再編施設の整備時期と単独で残す施設の改修内容、時期などを示す長寿命化計画の策定と。その中で検討していくというような御答弁があつたというふうに思います。ここでききますと、私は考え方として、第4回定例会のときから余り前に進んでいないのかなという感じがするのです。結局言ってみれば、第2回定例会で考え方が示されるという形になってくるのかなと。その中で再編計画の考え方が出てきて、その第2回定例会が終わった後、第3回定例会、第4回定例会となって、取りまとめがなされるのかなという形なのですけれども、何か進んでいることはないでしょうか。

○（総務）企画政策室池田主幹

ただいまのお尋ねで、進捗の度合い等についてのお尋ねかと思えますけれども、先ほど公共施設担当主幹からも報告ありましたとおり、現在、新市民プールにつきましては体育施設の一つの機能ということで、他の既存施設と同様に再編素案の中に位置づけるということで進めております。

昨年、我々としてはプール利用団体の皆さんなどに御意見をお聞きしながら、現在、規模などを検討するとともに、体育館などを含めまして複合施設の再編案として検討しているところでございます。したがって、現時点におきましては、他の施設との関係性もあわせて検討しているところでございますので、新市民プールだけの進捗についてこの場でお示しすることはできませんが、繰り返しになって大変恐縮ですけれども、第2回定例会での報告を予定しておりますが、そこで再編素案の一つとしてお示しできるよう、まずは庁内での準備、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

最後に聞きます。ということは、市民や利用団体などの意見を聞きながら、その案を取りまとめていくというのは2019年度末までということではよろしいのかどうか伺います。

○（総務）企画政策室池田主幹

そのとおりでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

○安斎委員

この間、質疑を聞いていて思ったのが、残業の話があったと思うのですが、一番非効率なのは、議員が質問すればするほど残業する職員がふえていく。しかも、とりわけ前市長であれば空転して、もっともっと残業する職員が出てしまうということで、私たちの質問はどういうふうにつくっていけばよかったのかというような反省をしております。

◎小樽市地域防災計画について

まずは、斉藤委員が質問していたことで、地域防災計画の観点の中で、小樽市災害ボランティアセンター、社会福祉協議会の場所の部分が手狭だけれどもということで、なかなかまだ検討できていないというふうな御答弁があったのですが、そこで思ったのは、ウイングベイ小樽が前回のブラックアウトのときに別電源であったことからずっと稼働していて、地震でブラックアウトだったということも知らなかったぐらいの人たちがいたということがあって、さらに、観光客の避難場所として提供していただいたという事例があったので、これは一つの提案なのですが、社会福祉協議会をまるごとウイングベイ小樽のあいているところに移して、そういったボランティアセンターなどにできないかと。

いわゆる小樽市公共施設等総合管理計画でどんどん施設を改廃していかなくてはいけないという中で、あるところを使って市の施設が生かされて、また、24時間そういった電源の確保もできるということであればいいのかなというふうに思ったので、意見として言わせていただきます。

◎小樽市のキャッチコピーについて

一つ目に、小樽市とは何のまちなのかというところなのですが、この間、議員をさせてもらって8年間、全国各地を歩いたり、いろいろなところで人と会ったりと話をしてきたのですが、小樽は観光で有名だよねとはよく言われます。北海道と言わなくても、小樽と言えはわかるぐらい小樽は有名で、すごいブランド力はあるのですが、では小樽は一体何と言われると、山も、坂も、海も、魚も、ガラスも、歴史文化もあると、何でもあってしまって、一つ特化したものがないというか、これだというのがなかなか言えない状況でいました。

前回の議会で、第7次小樽市総合計画基本構想案がまとまって、「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」というキャッチフレーズもあって、私は笑顔のあるまちができればいいのかなと思ってこの間動いてきたのですが、それもいろいろ調べると、いわゆる空気コピーというふうに言われて、きれいだけれども何かよくわからないコピー。また、各自治体では、ぬくもりとか、きゅんとする何とかなど、メルヘン化しているというような指摘もあったりとかして、やはり自治体としては何をターゲットに、どういったキャッチで小樽のまちを売っていくのだということが必要なのかと思っていて、やはり今は、最近では東京都内から子育て世代を募る目的で、流山市が「母になるなら流山市」という明確なキャッチを訴えてどんどん人を呼んでいると、子育て世代もどんどんふえているという現状があって、ぜひ小樽市としても理念を明確化して、もう全国に発信できるようなキャッチが必要なのではないかというふうに思うのですが、まず、これについて御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

理念を明確化して全国に発信をということでありますが、一般論になってしまうのですが、空気コピーではなくて、もっと刺さるコピー、最近ではパワーワードという言葉もあるかと思いますが、一般的に深くそ

ういうふうに刺させようと思うと、どうしてもやはり対象が狭まってしまうのかなというのがありますので、その目的に応じてだと考えています。

総合計画の場合は、外に対してのアピールというのがありますけれども、やはり市民と協働のまちづくりを進めていくという意味で、市民への共感、市民から比較的広く共感を得たいということもありまして、どうしても少しふわっとした、余り反対されないような言葉を選びがちなのかなというふうに考えております。ただ、確かにまちを売っていくということも、移住であれ、観光であれ、確かに大事な観点だと思いますので、それは目的に応じてターゲットを絞って、そのターゲットに刺さるようなフレーズ、例えば観光ポスターでいけば、今、「エキゾチック小樽」です。それも異国情緒という観光都市の中でも小樽らしいフレーズをあらわしているのかなと考えておりますし、それはまた目的に応じて、いろいろまた考えていかなければならないというふうに思っております。

○安齋委員

今、いろいろお話しいただきましたけれども、「エキゾチック小樽」と言われても、ではエキゾチックとは何なののだということもあるので、これからいろいろターゲットに合わせてキャッチを考えて訴えていくということで、ブランド力のある小樽だからこそ訴えられるものもあると思いますので、いろいろ検討、御協議いただきたいなと思います。

先ほど品川主幹にレクチャーをしていて、では安齋委員ならどういうこと考えるのですかと聞かれて、それを答弁で言ってもらえれば、私も何か考えておきますと言ったのですけれども、今、答弁でそれを言ってくれなかったもので私から言わせていただくと、もし災害に強いというふうにうたうのだったら、台風がほとんど来ないまちということなので、「台風が逃げるまち小樽」とか、地震にも強いので、「地盤かたい小樽」とか、何か少しひやっとしてしまいましたけれども、そういった何かこう、行政では言うてはいけなような、刺さったものが、とがったものがあれば、もっともっとある一部のターゲットには共感を得られるものもあると思いますので、ぜひいろいろと考えて小樽のまちをどんどん発信、PRしていただきたいと思います。

◎職員の副業促進について

次に、職員の副業促進についてであります。

単に民間企業で働いて副業をすればいいという話ではなくて、これは奈良県の生駒市が昨年からやっている取り組みなのですが、職員が報酬とかをもらえる地域貢献活動とか、いろいろな地域奉仕活動とかに率先して参加してきなさいよという条例をつくったものでございます。小樽市としても、毎回、職員課とかに提示すればできるということであるのですけれども、これは年間を通じて地域貢献活動に参加できるという取り組みでありまして、また、市としても応援するという立場の条例であります。

私としては、今も市の職員の方がいろいろなボランティア活動や地域活動にも参加しているというのはあるので、すけれども、いかんせん参加すれば報酬が出るというものはなかなか参加しづらいという状況があるので、ぜひ、ただ利益をもらうとか、自分のアルバイト料を稼ぐとかではなくて、真つ当な地域活動に対する報酬をもらえるものはどんどん参加して、小樽の地域のために市の職員が動いてくださいということが必要なのではないかというふうに思ひまして、この取り組みについて小樽市も導入してはどうかというふうに思い、今回、提案をさせていただきました。これについての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

地方公務員には、いわゆる職務専念義務がございますので、副業は原則禁止ということです。中には、勤務時間外にその行為が行われて業務に支障がないですとか、内容的にも公共の福祉に資するなど、やむを得ない場合に限り許可するといった、消極的な姿勢が普遍の原理だと思っていたのですが、この生駒市の人事課が副業を促進するというので、少し衝撃的な内容だったのですが、中身を見ましたら、今、安齋委員もおっしゃったとおり、職員が地域活動に励んで、それで市民の方とともに参画や協働して、まちづくりがより一層活発になることを目指

すという内容でございますので、ボランティア活動との兼ね合いはあるとは思いますが、関係部署とも連携しながら、すぐ、では促進するかということまで一足飛びに行くかどうかは別にして、研究してまいりたいと考えております。

○安斎委員

先ほども人事評価制度について質疑があったのですが、この生駒市では人事評価について、B以上である者しかできないとか、いろいろ決めているものがありますので、小樽市に合ったもので、地域の発展のために皆さんが今まで以上に働けるとか、活動できる環境をつくっていただきたいなと思いますので、御研究、御検討よろしくをお願いいたします。

◎小樽市制100年に向けて

次に、小樽市制100年に向けてということです。毎朝8時50分に、庁舎内にも響き渡る小樽市民の歌なのですけれども、これは調べると市制50年の年に市民から歌詞を公募して、作曲家の人がつけてくれた歌だということでありました。それから50年たって、やはり第7次総合計画では、次の100年に向けてということも目標としてあったものですから、ぜひ、何か明るい笑顔があふれるような小樽市民の歌を新たにつくってはどうかというふうに思いまして、今回、提案させていただきました。

いわゆるサカナクションは、小樽出身の山口保前議員の息子さんの山口一郎さんが立ち上げて、NHK紅白歌合戦にも出たぐらい有名で、一時、私は手宮中央小学校の校歌を考えると、サカナクションに校歌をつくってもられないかということで、私に問い合わせあって、たまたま私の知り合いに山口一郎氏の同級生が多いものですから、その同級生をたどってマネジャーと直接連絡もとったことがあって、山口一郎氏はすごく前向きに、よしわかった、つくりたい、いつなのですか、6カ月後なのですよと言ったら、ちょうどライブが忙しくて無理だったのです。

ただ、今回は4年後に100年を迎えるということもありますので、ぜひこのタイミングで、サカナクションだけがいいというわけではないのですけれども、いろいろな可能性を見つけて、小樽市のゆかりで、しかも未来志向の小樽市民の歌をつくっていただくことはできないかなというふうに思って提案をさせていただきました。これについて御見解をいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

100周年に向けてどのような取り組みを行うかというのは、これから検討を始めることになるのですけれども、今回、御提案、新しい市民の歌ということでアイデアをいただきましたので、新しい歌の導入ということも含めて、幅広く検討してまいりたいというふうに考えます。

○安斎委員

50年前の皆さんの思いもありますから、これは一概に小樽市民の歌をすぐ変えるとかということもなかなか難しいかなと思いますけれども、一つのアイデアとして、小樽の100年、そして次なる100年に向けていろいろ考えていただきたいなというふうに思います。

◎議会答弁の「研究」「検討」について

この間、るる提案をさせていただきましたが、いずれの答弁にもあるとおり、答弁の研究、検討について質問させていただきます。

森井前市長のときは、研究、検討とかになる前に、もう議会が空転してしまって、こういう施策の議論にならない。何を言っているのだ、言った、言わないとかという話ばかりで、大変この話をしづらいとは思っていたのですが、山田市政のときは、私は別の仕事の立場で答弁を聞いて、中松市政のときは議員として聞いて、そして今、新たに迫新市長になってから、この間ずっと答弁を聞いてみると、うまく検討、研究で過ごされていて、検討することを検討するのか、本当にやろうと思って検討するのかというのがわからなかったりとか、いろいろしていました。

以前にも質問させていただいたところ、実は市の職員のみinnで、議会提案があったものに対しては、研究、検討といった答弁については、いろいろその後もきちんと進捗管理をして、照会をかけたりしてやっていただいているということはわかってはいるのですけれども、ただ、我々議員とか市民が聞いても、やはり全部が検討、研究だと、それ以上の議論が深まらないということがかなり課題かなと思って聞いていました。

そこでまた提案なのですけれども、その進捗管理しているものを市役所の内部だけで共有するのではなくて、我々議会側にも、定例会で検討すると言ったものに対して、こういうふうに検討したから、結果こういうふうにできませんとか、やらないとか、もう少し検討に時間がかかるというものをどんどん提示してもらえれば、次の議会でまた同じ質問をして、それはまだ検討中ですかという答弁で煮え切らないで終わることはないのではないかなと。もっと深まった、なぜそこに対して検討して、その結果だめなのか、私たちの根拠としてはこうなのだよとかという議論がもっと深まるのではないかなというふうに思いまして、今回提案をさせていただくのは、職員だけで共有しているものをぜひ、全部はできないかもしれないのですけれども、議員に対しても検討した結果についてを一覧なり、何かでお示しいただけないかなというふうに思いまして、提案をさせていただきました。これについて御見解をお願いしたいと思います。

○（総務）総務課長

これまで答弁で、研究する、検討すると答弁してきたもの、その議会への報告ということなのですが、これまで議員の皆さんもいろいろな意図を持って質問されてきたのかなというふうに思います。ですので、報告につきましてはその必要性も含めて、今後検討と言いたいところなのですが、今後、議会とも協議してまいりたいというふうに思います。

○安斎委員

きょうの質問項目に「協議」まで入れておけば、もう少しおもしろいネタになったのですが、いずれにしても、迫市政になってから、何年度の実施に向けて検討するとかと言って、今までのただの検討、研究で逃れるようなとか濁すような答弁ではなくて、少し前向きになっているし、実施の方向に向けて検討してくれるのだというのはわかるのですごくいいと思うのですけれども、やはりそういったものを共有していただきたいなと思います。

また、職員としてもこういうふうを考えているから、これができないというのも強く言えると思います。議会側からも結構提案するのですけれども、市の職員には根拠を示せと言いながら、議員は根拠を示さないで、私はこう思うからやってくれとか、そういった提案もあつたりとかして、もっと議会と市役所が活発な議論ができるようになって、市役所、まちの発展になると思いますので、その点を前向きに御協議いただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長

安斎哲也委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 21 分

再開 午後 4 時 37 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 20 号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例案、議案第35号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案は否決、議案第38号小樽市非核港湾条例案は可決を主張し、討論を行います。

議案第20号です。過労死ラインを超える1カ月100時間未満の時間外勤務を可能とする改正を認めるわけにはまいりません。

議案第35号です。そもそも人事評価を給与に反映させることそのものに大きな問題があることから、認めることはできません。

議案第38号です。今、世界では核兵器禁止条約が近い将来にも発効する見通しとなっています。核兵器を法的に禁止し、廃絶への展望を示したこの画期的条約を生み出した根本には、被爆者や核実験被害者を先頭にした世論と運動がありました。しかし、核保有国や核兵器に依存する同盟国らはこの流れを押しとどめようと躍起になっています。米露による新たな核軍拡計画も許されません。また、安倍政権はアメリカの核の傘に依存し、核兵器禁止条約に反対し続けています。昨年来の朝鮮半島の劇的な変化にもかかわらず、憲法第9条改定や大軍拡沖縄辺野古への米軍新基地建設を進め、新たな批判が広がっています。核兵器搭載可能艦艇を入港させない取り組みを今こそするべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第38号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第20号及び議案第35号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、今回の任期をもちまして勇退される委員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思います。

安斎哲也委員、お願いいたします。

○安斎委員

26歳に初当選して、8年間、34歳となりまして、この8年間、職員の皆様には大変いろいろ勉強させていただき、本当にありがとうございました。

今後はこの8年間で皆様にお世話になって、そして、学んで経験させていただいたことをもって、新たな挑戦を

したいと思っていますが、まだ就活をしていませんのでどうなるかわからないのですけれども、何かいい職場があれば御紹介いただければ幸いかなと思っています。

きょうは退職される職員の方がメインになるとと思いますので、私からはこの一言で終わらせていただきたいと思います。

8 年間、本当にお世話になりました。(拍手)

○委員長

安斎委員、ありがとうございます。

次に、斉藤陽一良委員、お願いいたします。

○斉藤委員

御挨拶の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は総務常任委員会に平成11年の1期目から所属しまして、それから、最後の27年からの5期目のときに、また、総務常任委員会ということで、議員生活のスタートと、それから締めくくりといいますか、総務ということで、総務常任委員会には本当に大変お世話になり、また、勉強もさせていただき、感謝の思いでいっぱいでございます。

これまで振り返りますと、いろいろなことがありましたけれども、特にこの4年間、特に申し上げませんが、格別でございました。とはいえ、いまだに私自身、役所のいろいろ深いところというのは全くわかりませんで、皆様の目から見れば、とんちんかんいろいろ質問とか多々あったものと思ひまして、どちらかといえば、穴があったら入りたいという、そういう気分ですけれども、最低限、市民のためにという視点だけは崩さなかったと、つもりでございます。

今後とも、皆様には、特に言わずもがなですけれども、市民のために御尽力くださいますようお願いを申し上げます。引退の挨拶とさせていただきますと思います。

本当にどうもありがとうございました。(拍手)

○委員長

斉藤委員、ありがとうございました。

続きまして、3月末日をもって定年退職される説明員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思います。

(説明員挨拶)

○委員長

それでは最後に、総務常任委員長として一言申し上げます。

今回、安斎委員、斉藤委員、並びに勇退される皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意をあらわすとともに、委員を代表いたしまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

これからも、健康に十分留意され、ますます御活躍されることを心から御祈念申し上げる次第です。大変お疲れさまでした。

これからも、人生100年時代ということで言われております。皆様方には、長寿で、長生きしていただきますよう、私からもお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

本日は、これをもって散会いたします。